

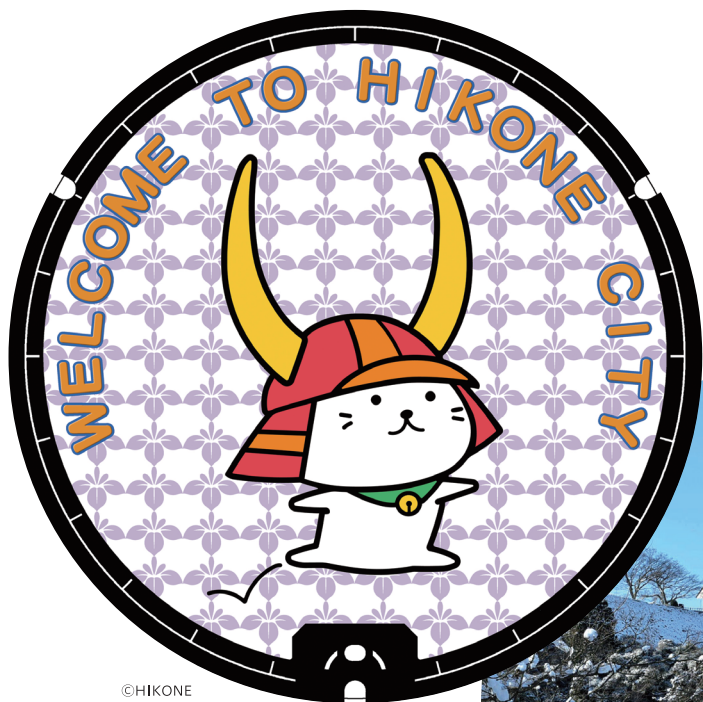


彦根市

公共下水道事業

第7期経営計画

令和8▶17年度



©HIKONE



# **彦根市公共下水道事業**

## **第7期経営計画**

**(令和8年度～令和17年度)**

**令和8年3月**

**彦根市**

# 目次

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>1</b>
1.	経営計画改定の趣旨と位置づけ .....	1
<b>第2章</b>	<b>下水道事業の現状と課題</b> .....	<b>3</b>
1.	事業の概要 .....	3
2.	組織の状況 .....	7
3.	料金の状況 .....	9
4.	経営の状況 .....	11
<b>第3章</b>	<b>経営計画の基本理念と基本方針</b> .....	<b>17</b>
1.	経営計画の基本理念 .....	17
2.	経営の基本方針 .....	17
<b>第4章</b>	<b>将来の事業環境</b> .....	<b>18</b>
1.	投資計画 .....	18
2.	財源計画 .....	20
<b>第5章</b>	<b>経営健全化の取組</b> .....	<b>24</b>
1.	これまでと今後の経営健全化の取組 .....	24
2.	使用料改定 .....	26
<b>第6章</b>	<b>投資・財政計画</b> .....	<b>27</b>
1.	前回計画と実績の比較 .....	27
2.	投資・財政計画 .....	29
3.	原価計算表 .....	36
<b>第7章</b>	<b>経営計画の事後検証・更新等</b> .....	<b>37</b>
1.	経営計画目標 .....	37
2.	計画の推進と点検・進捗管理の方法 .....	38
3.	経費回収率向上に向けたロードマップ .....	39
<b>参考資料</b>	<b>用語集</b> .....	<b>40</b>

# 第1章 はじめに

## 1. 経営計画改定の趣旨と位置づけ

---

### (1) 経営計画（戦略）改定の趣旨

下水道は、市民の環境衛生の向上や公共用水域の水質等の保全といった都市の健全な発達に欠かせない重要な役割を担っています。本市の下水道事業は、平成3年度に公共下水道事業、平成12年度に特定環境保全公共下水道事業の供用を開始しました。

下水道事業を取り巻く経営環境は、下水道を整備した30年～40年前から大きく変化しています。人口減少や節水機器の普及等を背景とする有収水量の減少により、下水道使用料収入の減少が見込まれる一方で、下水道施設の老朽化、耐震化等への取組の必要性、物価高騰・人件費の上昇等によって、下水道事業の経営はより一層厳しいものになると予想されます。

今後老朽化が見込まれる下水道施設の計画的な整備および更新を進めていくためには、組織や事業の効率化など、経営基盤強化のための取組を一層推進するとともに、投資費用の合理化を踏まえ、「投資試算」と「財源試算」を均衡させた収支計画を策定し、中長期的な視野で事業経営に取り組んでいくことが重要です。

本市では下水道事業の計画的かつ健全な事業推進を図ることを目的として、令和3年度から令和7年度を計画期間とする「彦根市公共下水道事業・第6期経営計画」（令和2年度）を策定しました。また、下水道事業の経営環境の変化を踏まえて、将来にわたり下水道事業を安定的に経営していくために令和5年度から令和14年度を計画期間とする「彦根市下水道事業経営戦略」（令和5年度）を策定しています。

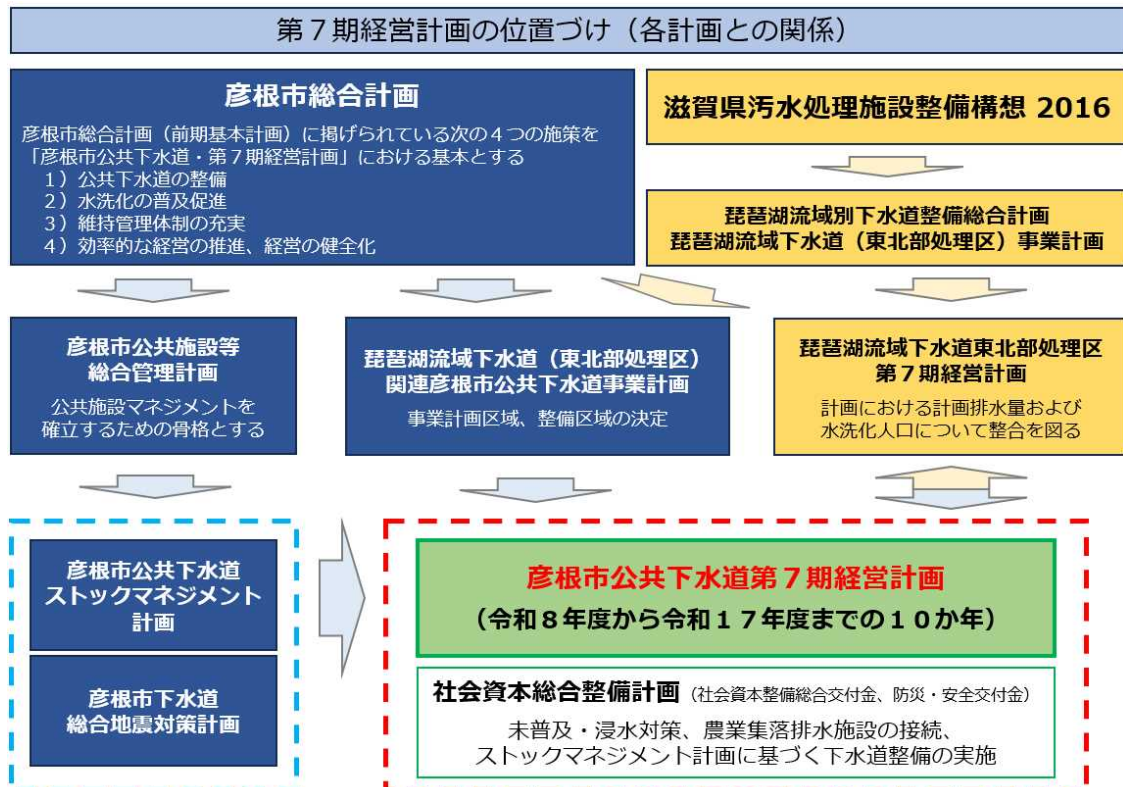
本経営計画は、経営環境の変化に適切に対応し、持続的に安定した経営を行っていくために、現状と課題を踏まえた中長期的な経営の取組方針を示すことを目的として、計画期間を令和8年度から令和17年度の10年間と定め、これまでの経営計画と彦根市下水道事業経営戦略を一体化し、改定するものです。本経営計画は公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を兼ねています。

なお、「経営戦略策定・改定ガイドライン」に基づき、今後5年ごとに本経営計画の改定を行い、本経営計画における各目標の達成度の評価等に基づき、今後の施策や投資・財政計画を見直していきます。

## (2) 経営計画の位置づけ

本市下水道事業の経営に当たっては、現行の「彦根市総合計画 前期基本計画」（令和4年3月策定）や「彦根市公共施設等総合管理計画」（令和4年3月改訂）などの市の上位計画や「滋賀県汚水処理施設整備構想」などの県の上位計画、また下水道事業に関する個別計画等との整合を図りながら、各種計画に掲げる政策の実現を確かなものとするために、本市下水道事業の基本計画として、本経営計画を策定しています。

「彦根市総合計画 前期基本計画」の計画期間は令和4年度から令和7年度までであり、現在、後期基本計画の策定に向けて準備が進められているところです。現行の前期基本計画の主な取組の1つである「公共下水道の整備」については、一般的な地域の整備を令和9年度を目途に完了する見込みでしたが、交付金の減少等により、進捗に遅れが生じています。しかし、下水道の未普及地域の解消に向けた取組は継続していく必要があることから、本経営計画においても、現行の総合計画における4つの施策（①公共下水道の整備、②水洗化の普及促進、③維持管理体制の充実、④効率的な経営の推進、経営の健全化）を考慮しています。



図表 1-1：第7期経営計画の位置づけ（各計画との関係）

## 第2章 下水道事業の現状と課題

### 1. 事業の概要

公共下水道事業は、国土交通省の所管の事業で、主として市街地における下水を排除または処理するために地方公共団体が構築し、管理する下水道です。終末処理場があるものを「単独公共下水道」、流域下水道に接続するものを「流域関連公共下水道」といい、本市は「流域関連公共下水道」に該当し、滋賀県が管理する流域下水道（東北部浄化センター）へ接続し、汚水処理を行っています。

また、本市では、主として市街地における下水を排除することを目的とした「公共下水道」と、市街化区域以外の区域において自然環境の保全等を目的とした「特定環境保全公共下水道」を一体とした「公共下水道」として事業を実施しています。

本市には、農林水産省の所管の事業である農業集落排水事業もありますが、現時点では、公共下水道に接続していません。令和10年度から農業集落排水の7つの処理区を公共下水道へ順次接続していくことを計画しています。

(令和7年3月31日現在)

	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業
供用開始年月日	平成3年4月1日	平成12年4月1日
法適（全部・一部）・非適の区分※	法適（一部適用）	
処理区域面積	2,134 ha	356 ha
処理区域内人口	91,306 人	7,878 人
水洗化人口	83,935 人	6,922 人
処理区域内人口密度	42.8 人 / ha	22.1 人 / ha
処理場数	0	
流域下水道等への接続の有無	有	

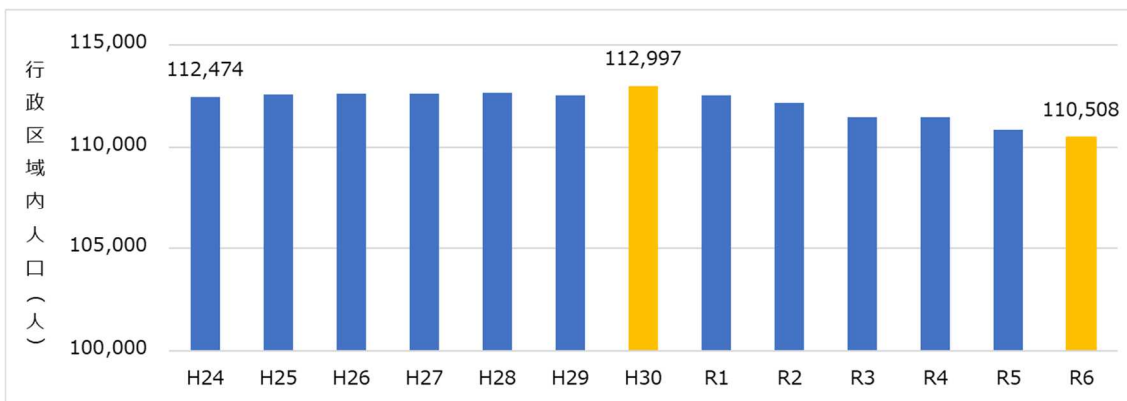
図表 2-1 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業の現況

※「法適」は地方公営企業法の規定を適用する企業を指し、「非適」は地方公営企業法の規定を適用しない企業を指します。本市では、令和2年度から、地方公営企業法を適用しています。

## (1) 下水道人口普及率と水洗化の状況

### ① 行政区域内人口の推移

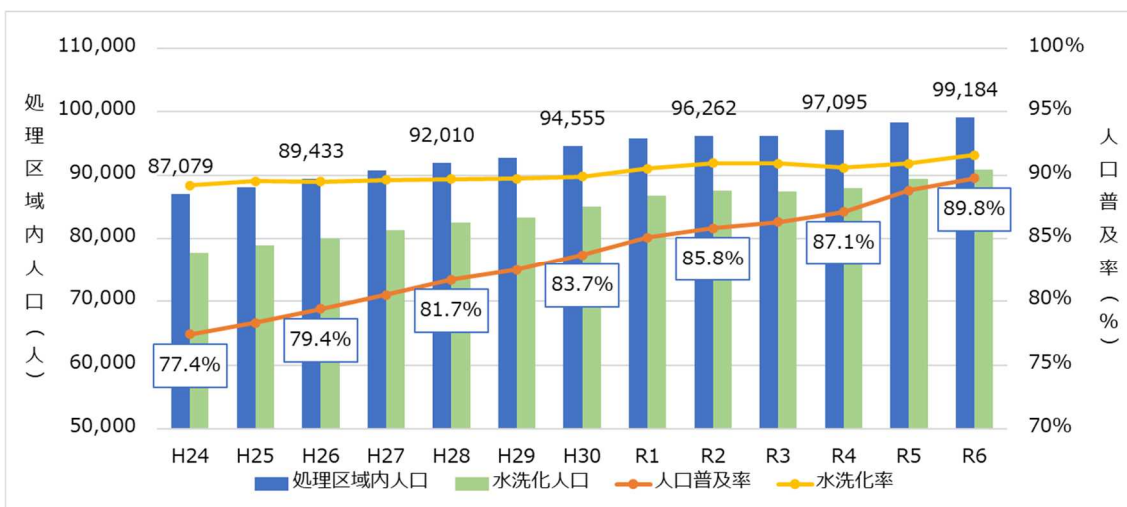
本市の行政区域内人口は、平成 30 年度末の 112,997 人をピークに減少傾向に転じており、令和 6 年度末時点で 110,508 人となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」では、本市の人口は今後も減少していくことが見込まれています。



図表 2-2 行政区域内人口の推移

### ② 処理区域内人口と水洗化人口の推移

行政区域内人口が減少傾向となっているのに対して、処理区域内人口は下水道人口普及率（以下、「人口普及率」という。）の上昇に伴って増加し続けており、水洗化人口も人口普及率および水洗化率の上昇によりこれまで増加し続けています。しかし、下水道整備は終盤を迎え、今後、人口普及率が大きく上昇することは見込めないことから、近い将来において、人口減少の影響を受けて、処理区域内人口および水洗化人口は、減少傾向に転じていくことが見込まれます。



図表 2-3 処理区域内人口および水洗化人口の推移（下水道事業全体）

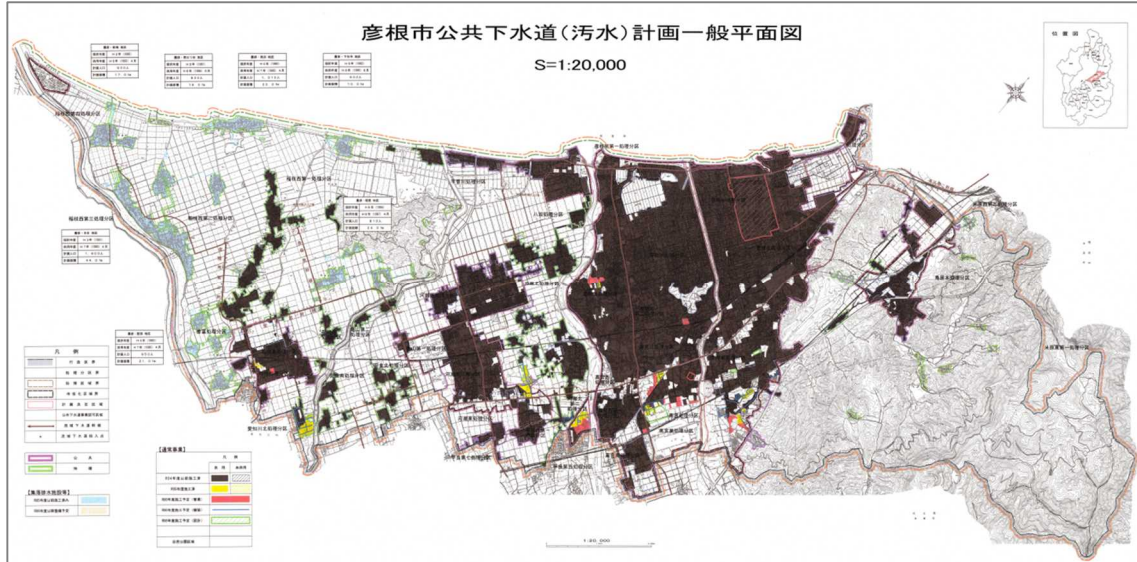
## ■ 下水道人口普及率・水洗化率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	用語説明 (算式)
下水道人口普及率 (%)	85.8	86.3	87.1	88.8	89.8	行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。下水道がどれだけ普及しているかを表す指標。
水洗化率 (%)	91.0	90.9	90.6	90.9	91.6	下水道が利用できる人のうち、どのくらいの割合の人が下水道に接続し、実際に利用しているかを表す値。水洗化人口を処理区域内人口で割った値。

## (2) 管渠の状況

### ① 下水道の整備区域

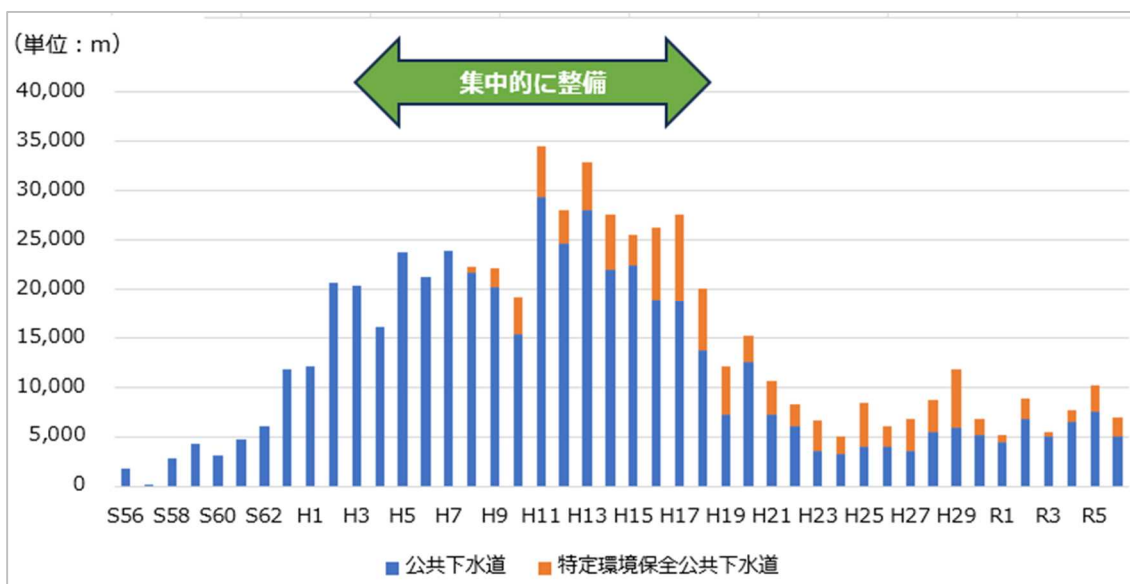
本市の下水道整備面積は、令和6年度末時点で2,490haとなっており、整備区域は以下のとおりです。



図表 2-4 彦根市公共下水道計画一般平面図 (令和7年3月時点)

## ② 年度別整備状況

令和 6 年度末時点での本市内の下水道管渠延長は汚水が 611km、雨水が 4km となっています。管渠の法定耐用年数は 50 年とされており、本市下水道事業においては、法定耐用年数を経過している管渠は現在のところありませんが、平成元年度頃から集中的に整備された施設は、今後到来する更新時期が集中することが予想されるため、長寿命化と計画的な更新・維持管理を進めていく必要があります。



図表 2-5 管渠の年度別整備状況

※布設年度が明らかでない場合、公共下水道は昭和 56 年度、特定環境保全公共下水道は平成 8 年度のデータに含めて集計しています

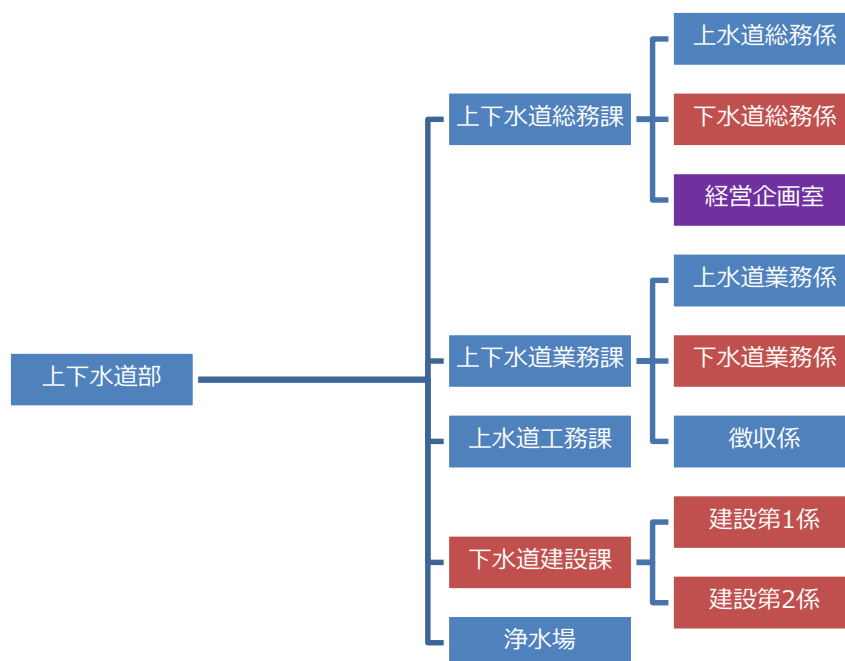
## ③ 耐震化の状況

本市の下水道管はすべて耐震化を完了しており、緊急輸送路の機能確保を目的として、マンホールの浮上防止のための対策を実施しています。また、減災対策として、避難所に対するマンホールトイレの設置（6 避難所、75 基）を実施しています。

## 2. 組織の状況

### (1) 組織の状況

本市の下水道事業における令和7年4月1日時点の組織体制は、以下のとおりです。



図表 2-6 彦根市公共下水道事業の組織体制

### (2) 職員の状況

本市の下水道事業に従事する職員は、令和2年度から令和6年度まで19人程度となっています。そのうち、40歳以下の職員は9人、41歳から55歳の職員は7人、56歳以上の職員は3人となっており、年齢構成について偏りは比較的少ないと考えられます。

今後は次世代への継承と専門知識・技能等の向上を図りつつ、下水道事業の安定的な経営を維持できる体制を整備していく必要があることから、過度な外部委託や人員削減に留意しつつ、適正な職員数を維持していきます。

■ 職員数の年度別推移

令和7年4月1日時点

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
技術職員数（人）	12	13	12	12	12
事務職員数（人）	6	6	7	6	7
合計（人）	18	19	19	18	19

■ 職員年齢構成表

令和7年4月1日時点

年齢	技術職員（人）	事務職員（人）	合計（人）
40歳以下	5	4	9
41～45歳	1	1	2
46～50歳	2	1	3
51～55歳	2	0	2
56歳以上	2	1	3

### 3. 料金の状況

#### (1) 現在の使用料体系

本市の下水道使用料体系（税抜）は、二部使用料制を採用しており、基本使用料は一律、従量使用料は逦増型を採用しています。

本市下水道事業の経営は、本章「4. 経営の状況（3）繰入金の状況」に記載のとおり、一般会計からの繰入金に依存している状況にあり、今後の更新需要や物価高騰に対応していくために、早期の財政健全化を果たし、企業債の新規発行を抑制するとともに、一般会計からの繰入金を削減する必要性がありました。

そのため、本市公共下水道事業の経営に関わる重要事項について、彦根市公共下水道事業審議会にて審議を図り、令和5年8月の審議会答申では、令和8年度を目途に10%程度の使用料改定を実施する方針で「経営戦略」を策定することが求められました。

また、令和6年度から令和7年度にかけて開催した彦根市上下水道事業審議会において、10%の使用料改定の必要性を検証するとともに、複数パターンでの投資・財政計画について審議を図りました（使用料改定については、「第5章 経営健全化の取組」をご参照ください）。なお、滋賀県内における近隣団体との使用料の比較（20m<sup>3</sup>/月）は以下のグラフのとおりで、新たな料金体系では県内で2番目に高い水準となります。

#### (旧) 下水道使用料（1か月）※令和7年度時点

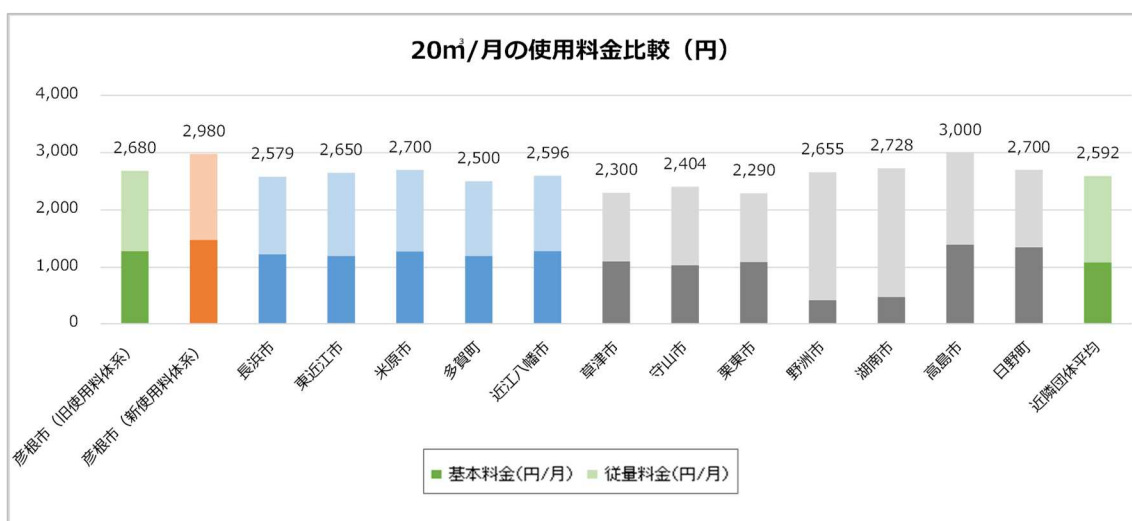
単位：円（税抜）

区分	基本料金	超過料金（1m <sup>3</sup> あたり）	
一般排水	1,280円	10m <sup>3</sup> まで	0円
		10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	140円
		30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	150円
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	160円
		100m <sup>3</sup> を超える分	170円
特定排水	1,280円	10m <sup>3</sup> を超え750m <sup>3</sup> まで	一般排水と同じ
		750m <sup>3</sup> を超える分	227円
公衆浴場排水	9,520円	300m <sup>3</sup> を超える分	72円

**(新) 下水道使用料 (1 か月) ※令和 8 年 4 月以降**

単位：円 (税抜)

区分	基本料金	超過料金 (1 m <sup>3</sup> あたり)	
		超過範囲	料金
一般排水	1,480 円	10 m <sup>3</sup> まで	0 円
		10 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	150 円
		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	160 円
		50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	170 円
		100 m <sup>3</sup> を超える分	180 円
特定排水	1,480 円	10 m <sup>3</sup> を超え 750 m <sup>3</sup> まで	一般排水と同じ
		750 m <sup>3</sup> を超える分	240 円
公衆浴場排水	10,480 円	300 m <sup>3</sup> を超える分	80 円



図表 2-7 県内各市町の使用料金比較 (20 m<sup>3</sup>/月)

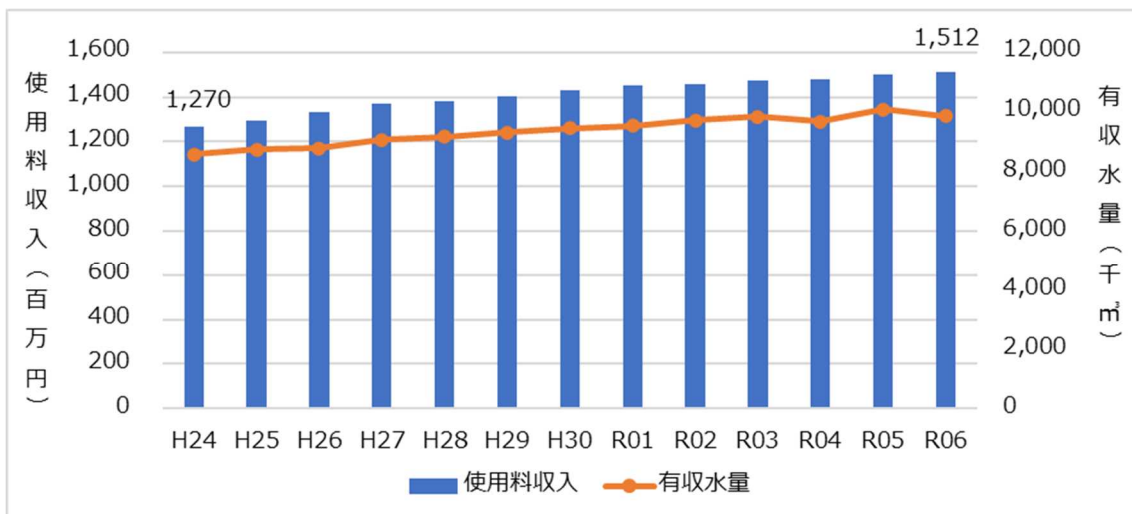
※県内各市町の使用料金は令和 7 年 4 月時点

## 4. 経営の状況

### (1) 下水道使用料の状況

本章「1.事業の概要」に記載のとおり、行政区域内人口は平成 30 年度をピークとして減少していますが、未普及地域の整備による処理区域内人口の増加や水洗化率向上の取組等により有収水量は増加しており、使用料収入は増加傾向にあります。

しかしながら、下水道整備は終盤を迎え、さらに、近い将来には人口減少が予測されていることから、使用料収入・有収水量も減少傾向に転じていくことが見込まれます。



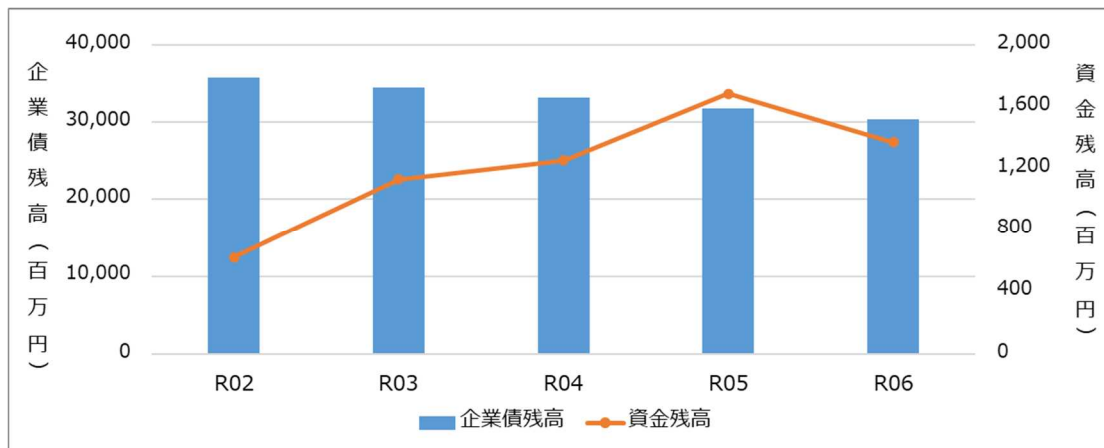
図表 2-8 使用料収入と有収水量の推移

### (2) 企業債残高・資金残高の状況

本市の企業債残高は着実に減少を続けており、令和 6 年度末時点の企業債残高は約 304 億円となっています。また、企業債残高対事業規模比率の指標も大きく改善しています。しかし、本指標は一般会計の負担を控除した結果であり、企業債としては 300 億円を超える多額の残高が残っている状況です。

資金残高は令和 2 年度から増加傾向になっていますが、支払のタイミングでは一時借入が必要になるなど、資金繰りは厳しい状況です。

今後は更新投資に必要な資金需要が高まってくることから、資金残高を十分に確保しながら企業債残高を適正な水準に抑えていく必要があります。



図表 2-9 企業債残高と資金残高の推移

### ■ 企業債残高対事業規模比率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	用語説明 (算式)
企業債残高対事業規模比率 (%)	2,179.6	1,804.2	817.4	756.0	691.2	企業債残高(一般会計負担分を除く) ÷ 事業の規模(雨水処理負担金を除く) 事業規模に比べて企業債残高(一般会計負担分を除く)がどれくらいあるのかを見る比率

### (3) 繰入金の状況

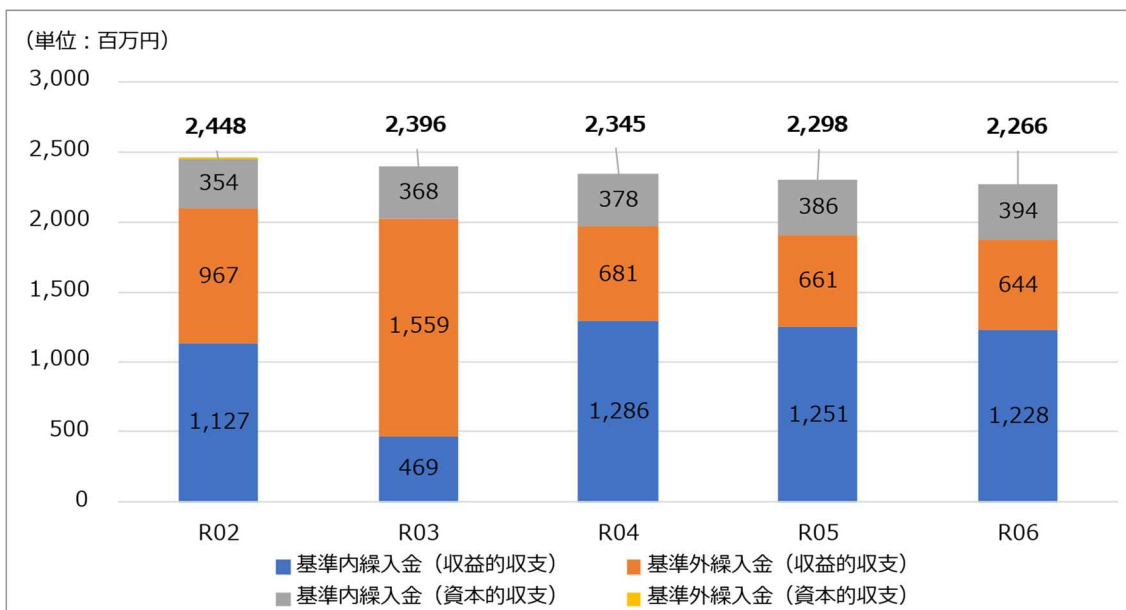
本市の一般会計からの繰入金は、23 億～24 億円程度の水準で推移しています。市の財政状況を考慮し、一般会計からの繰入金を毎年度約 2% ずつ削減していますが、安定した下水道事業の運営のために多額の繰入金を必要としています。また、基準外の一般会計繰入金が繰入金総額に占める割合も 30% 程度と高い水準になっており、一般会計繰入金への依存を抑えた経営を目指していく必要があります。

#### 基準内繰入金

一般会計が本来負担すべき経費の考え方を、国(総務省)が毎年度「繰出基準」として示しており、この繰出基準に基づき、一般会計から繰り出される資金(例: 雨水処理、高資本費対策、分流式下水道等に要する経費)

## 基準外繰入金

基準内繰入金以外で、公営企業の財源不足を補填する等のため、地方公共団体から任意で繰り出される資金。一般会計の財政も厳しく余裕がない状況であり、中長期的に自立的で健全な経営を行うため、可能な限り基準外繰入金の抑制を図っていく必要があります。



図表 2-10 一般会計繰入金の推移

## (4) 決算の概況

令和6年度の収益的収支をみると、使用料収入が15.1億円と全体の36%程度であるのに対して、繰入金が18.8億円と全体の44%を占めており、収益の多くを一般会計からの繰入金が占めています。

総費用の内訳は、減価償却費が22.0億円、支払利息が3.7億円と水量の変動に左右されにくい固定費が全体の62%を占めており、将来において使用料収入が減少した際に、下水道事業の経営が厳しくなることが予想されます。

また、当年度純利益6.4億円を計上しているものの、一般会計からの繰入金がなければ赤字となっている状況です。

資本的収支については、建設改良費13.5億円、企業債償還金が30.6億円と多額の支出となっており、収益的収支の多額の繰入金がなければ、資金の不足額を補てんできない状況となっています。

【収益的収支】

(億円)

収入	使用料収入 15.1	長期前受金戻入 7.6	その他 0.1	繰入金 18.7	
支出	流域下水道 負担金 6.7	支払利息 3.7	減価償却費 22.0	その他 2.7	当年度 純利益 6.4

繰入金が無ければ利益が計上できない状況です。

【資本的収支】

(億円)

収入	企業債 16.3	繰入金 3.9	補助金 2.8	その他 0.8	補填財源 (内部留保資金) 20.3
支出	建設改良費 13.5	企業債償還金 30.6			

当年度資金(補填財源)の一部  
=20.3億円  
→収益的収支における繰入金がなければ補填できません。

図表 2-11 収益的収支・資本的収支の状況 (令和6年度)

## (5) 類似団体と比較した経営状況と課題

### (施設の効率性)

公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業のいずれも、有収率が類似団体平均よりも低い水準となっています。本市においては、滋賀県の流域下水道に接続していることから、琵琶湖流域下水道東北部処理区関連の県・市町と不明水対策など広域的な連携を積極的に進めているところであり、今後も有収率の向上および経費縮減に努めていきます。

### (経営の効率性)

使用料単価については、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業のいずれも、類似団体平均の単価を上回る水準となっています。

また、経費回収率と経常収支比率についても、両事業ともに、類似団体平均を超え

る高い水準となっています。しかしながら、経費回収率と経常収支比率は、多額の一般会計繰入金があることによる影響を受けており、実態よりも良好な水準となっていると考えられます。

#### (経営の健全性)

汚水処理原価は、公共下水道事業では類似団体平均と同水準であるのに対して、特定環境保全公共下水道事業では類似団体平均を大きく下回っています。今後も効率的な経営を目標として、維持管理費等の削減に努めていきますが、決算の概況で見たように、費用の大部分は減価償却費、支払利息、流域下水道維持管理負担金となっており、大きな改善は難しい状況です。

自己資本構成比率が両事業で低い水準となっているのは、多額の企業債があることによるものです。流動比率については特定環境保全公共下水道事業では81%と類似団体平均を上回る水準となっているものの、公共下水道事業では48%と類似団体平均を大きく下回っており、安定した下水道事業の経営を維持していくために、一定の資金残高を計画的に確保していく必要があります。

#### (自己財源以外の依存度)

多額の企業債残高があることから、処理人口1人当たりの企業債残高および企業債残高対事業規模比率が類似団体平均よりも高くなっています。また、一般会計からの繰入金への依存度を示す繰入金比率・基準外繰入金比率についても、特定環境保全公共下水道事業は類似団体平均よりも低く抑えられているものの、公共下水道事業では類似団体平均を大きく上回っています。

これまでの経営の現状分析により、企業債や一般会計繰入金などの自己財源以外への依存度が高くなっていること、資金残高が低いことから流動比率が低いこと等が課題として識別されました。これらの課題を改善するため、使用料改定を検討する必要が生じました。

カテゴリ	指標名	指標の見方	公共			特環		
			彦根市	類団平均	差	彦根市	類団平均	差
事業の概要	人口普及率(%)	-	81	81	0	7	16	▲9
	処理区域内人口密度(人/ha)	-	42	44	▲2	22	22	0
施設の効率性	有収率(%)	↗	85	88	▲3	85	89	▲4
	水洗化率(%)	↗	91	94	▲3	87	75	+12
経営の効率性	使用料単価(円/㎡)	↗	148	139	+9	148	143	+5
	経費回収率(%)	↗	99	93	+6	99	86	+13
	経常収支比率(%)	↗	119	105	+14	112	110	+2

カテゴリ	指標名	指標の見方	公共			特環		
			彦根市	類団平均	差	彦根市	類団平均	差
経営の健全性	汚水処理原価(円/㎡)	↘	149	149	0	148	169	▲21
	自己資本構成比率(%)	↗	53	68	▲15	38	54	▲16
	流動比率(%)	↗	48	79	▲31	81	31	+50
自己財源以外の依存度	処理人口1人あたりの企業債現在高(千円)	↘	280	177	+103	820	444	+376
	企業債残高対事業規模比率(%)	↘	644	683	▲39	2,093	1,514	+579
	繰入金比率(%)	↘	33	20	+13	25	33	▲8
	基準外繰入金比率(%)	↘	30	28	+2	18	29	▲11
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率(%)	↘	9	19	▲10	9	17	▲8

図表 2-12 経営指標の類似団体比較（令和5年度）

※ 本市と類似する団体（表内では「類団」と記載）を用いるために、総務省の経営比較分析表の類似団体区分（公共 Bd1、特定環境保全公共下水道 D2）から人口密度や流域下水道への接続等を考慮して、比較対象団体を選定しています。

## 第3章 経営計画の基本理念と基本方針

### 1. 経営計画の基本理念

---

未普及地域の下水道整備と計画的な維持管理を推進することで、河川や琵琶湖の水質保全を図るとともに生活環境の向上をめざし、市民が健康で快適に暮らせる「快適な生活環境づくり」をめざします。

### 2. 経営の基本方針

---

基本理念である「快適な生活環境づくり」を実現させるために、「第2章 下水道事業の現状と課題」に記載している、本市の下水道事業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、将来にわたり事業を安定的に継続させる「経営戦略」を策定し、これに基づく計画的な経営を行っていくことが重要です。

このため、経営の基本方針である「彦根市下水道事業経営戦略」を総務省「経営戦略策定・改定ガイドライン」等を踏まえ、彦根市公共下水道経営計画と一体的に改定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいきます。

## 第4章 将来の事業環境

### 1. 投資計画

#### (1) 投資目標

- ・令和 17 年度までに人口普及率を 97%
- ・令和 10 年度から農業集落排水を公共下水道事業へ接続

第 6 期経営計画における人口普及率の目標に対して、実績は下表のとおりとなっています。実績が目標を下回っているのは、工事等の遅れによるものではなく、第 6 期経営計画における人口予測のずれによるものであり、整備面積は計画どおりに進捗しています。なお、人口予測のずれについては、本経営計画において、本市人口ビジョンだけでなく、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計等を参考にすることで精緻化を図っています。

#### ■ 人口普及率の目標と実績の比較

人口普及率	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
計画	87.6%	88.8%	90.0%	91.5%
実績	86.3%	87.1%	88.8%	89.8%

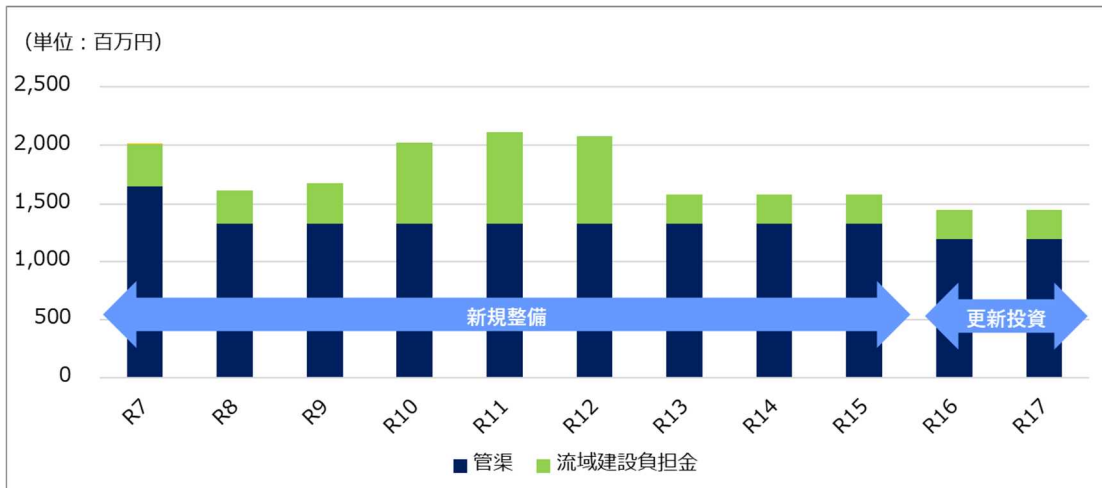
令和 6 年度末現在の人口普及率は約 89.8%となっています。人口普及率は、令和 6 年度の全国平均（81.8%）を超えているものの、滋賀県内平均（93.4%）と比べると約 4 ポイント低い状況にあり、まだ多くの未整備地域を残しています。市内における居住環境の格差是正のためにも、未整備地域の早期解消に努めるとともに、計画区域の見直しも含めた効率的な整備手法を検討し、令和 17 年度までに人口普及率 97%を目指します。

また、令和 10 年度から段階的に農業集落排水を公共下水道へ接続することを計画しています。最終的には、農業集落排水の処理区域はすべて公共下水道に接続されることになり、公共下水道事業に業務が集約化され、広域化による業務の効率性の向上、農業集落排水施設の更新投資の抑制等を見込んでいます。

## (2) 投資計画

今後、毎年 16 億円程度の建設改良を実行し、令和 7 年度から令和 17 年度までで 191 億円の投資が必要となる見込みです。

新規整備の工事は令和 15 年度頃までの予定としており、年間 16 億円程度の投資が見込まれます。令和 16 年度以降はストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持管理および長寿命化対策を実施しながら、投資の平準化も考慮して、毎年 14 億円程度の更新投資を実施する予定としています。そのため、継続して多額の資金が必要になることが見込まれています。なお、新規投資および更新投資には、県の流域下水道への建設負担金（平均 4 億円/年）が含まれています。



図表 4-1 主な建設改良費の将来推計

## 2. 財源計画

### (1) 財源目標

- ・一般会計繰入金の年3%程度の削減（※基準内繰入金は除きます。）
- ・本経営計画の計画期間において、資金15~20億円程度の確保

第6期経営計画における一般会計繰入金の目標に対して、実績は下表のとおりとなっており、令和6年度を除き、すべての年度において目標を達成しています。

#### ■一般会計繰入金の目標と実績の比較

一般会計繰入金	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
計画（百万円）	2,396	2,346	2,298	2,251
実績（百万円）	2,396	2,345	2,298	2,266

市の財政も厳しい状況にあり、これまで年2%程度の削減をしてきた一般会計からの繰入金を今後は年3%程度の削減を目標とします。人口普及率の向上等による有収水量の増加に伴って、令和17年度頃まで使用料収入の増加は見込めるものの、近年の物価上昇等の影響を受けており、一般会計繰入金の更なる削減により、下水道事業の経営は一層厳しくなると考えられます。

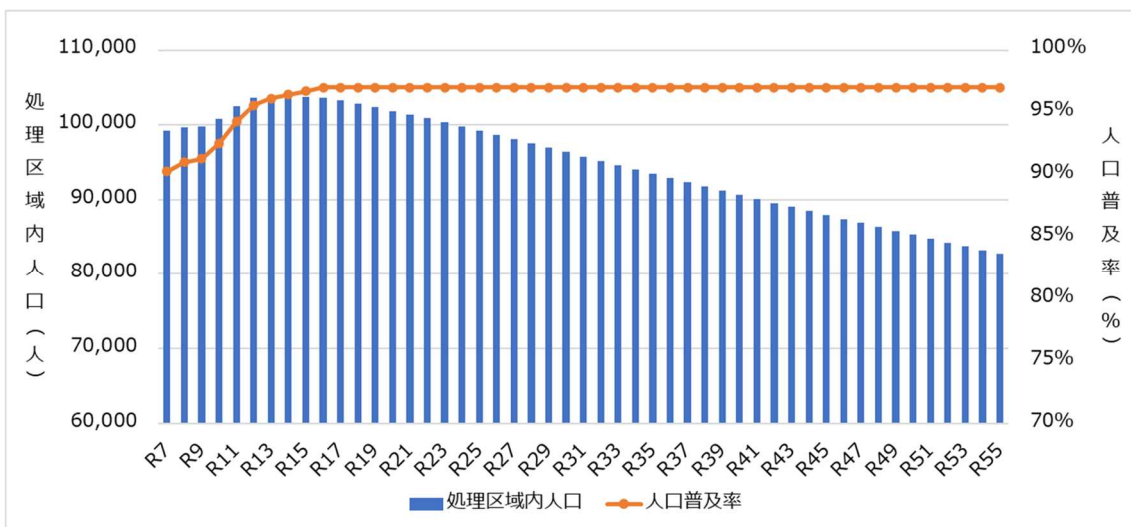
また、本市は流動比率が低く、資金繰りの状況によっては一時借入を利用していますが、安定した経営を維持するために、営業費用の約半年分（15億円程度）および災害等に対する予備資金を含め、本経営計画の計画期間において、資金残高15億円~20億円の確保を目標とします。

一般会計繰入金という財源を削減しつつ、現在の水準以上の資金を確保していくことは困難であり、将来においても安定した下水道事業の経営基盤の確立のため、効率的な経営による維持管理費等の削減に努めながら、経営健全化の取組として、令和8年4月に約10%の使用料改定（引上げ）の実施を予定しています。

### (2) 財源計画

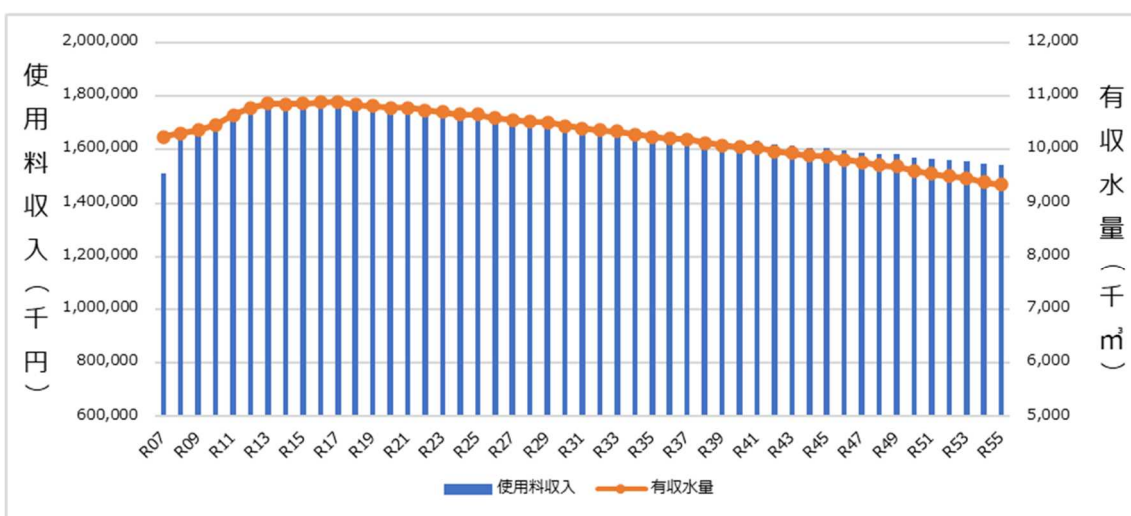
#### ① 使用料収入の見通し

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計における増減率と本市における直近の処理区域内人口の数値を用いて、処理区域内人口の将来推計を実施しました。令和10年度から処理区域内人口が増加しているのは、農業集落排水を公共下水道に段階的に接続することが計画されているためです。



図表 4-2 処理区域内人口と人口普及率の将来推計

有収水量および使用料収入は、処理区域内人口および人口普及率の増加に伴って、令和 17 年度頃まで増加していきます。令和 17 年度以降は人口減少等の影響を受けて、使用料収入は減少していく見込みとなっています。減価償却費や支払利息などの固定的な経費が大部分を占めていることに加えて、物価上昇や流域下水道の負担金単価の引上げが予定されており、費用の削減が容易ではないなか、使用料収入も減少していくことになるため、将来の事業環境はさらに厳しくなることが予想されます。なお、有収水量は「家庭用」と「その他」の用途に分けて推計し、家庭用の有収水量は処理区域内人口の減少等に連動するかたちで推計し、その他の有収水量は過去実績の推移を踏まえて推計しています。

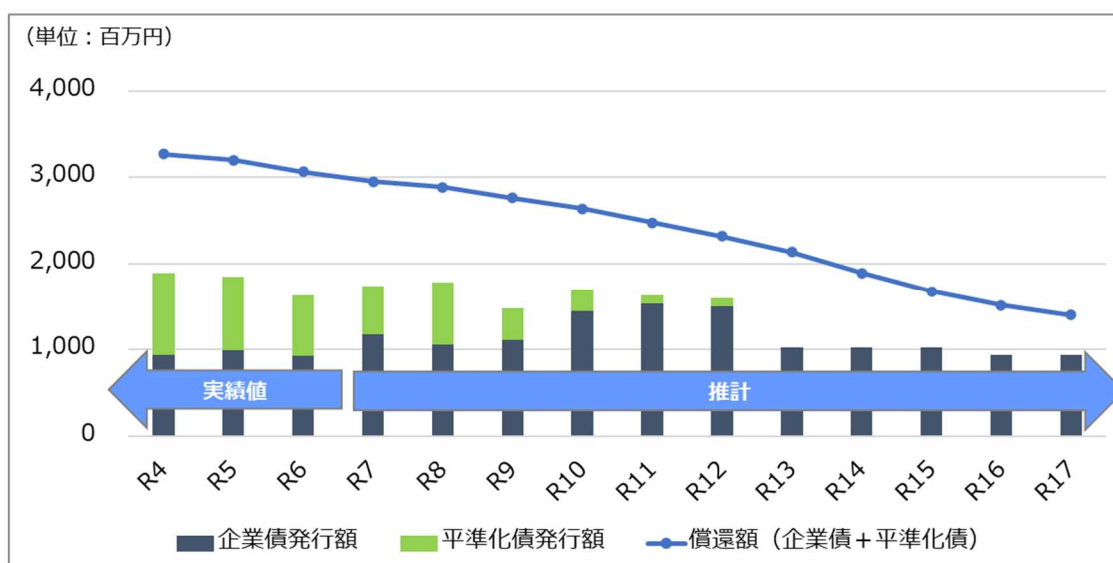


図表 4-3 有収水量と使用料収入の将来推計

## ② 企業債の見通し

企業債の償還額は、令和4年度をピークに減少傾向にあります。計画期間において、毎年15億円～30億円程度の償還があり、資本費平準化債の制度を活用していくことを予定していますが、下水道事業の財政上の大きな負担となっています。

企業債残高は、令和6年度末で304億円（公共：240億円、特環：64億円）、令和17年度末には206億円（公共：164億円、特環：42億円）と98億円の減少を見込んでいますが、依然として多額の企業債が残っています。

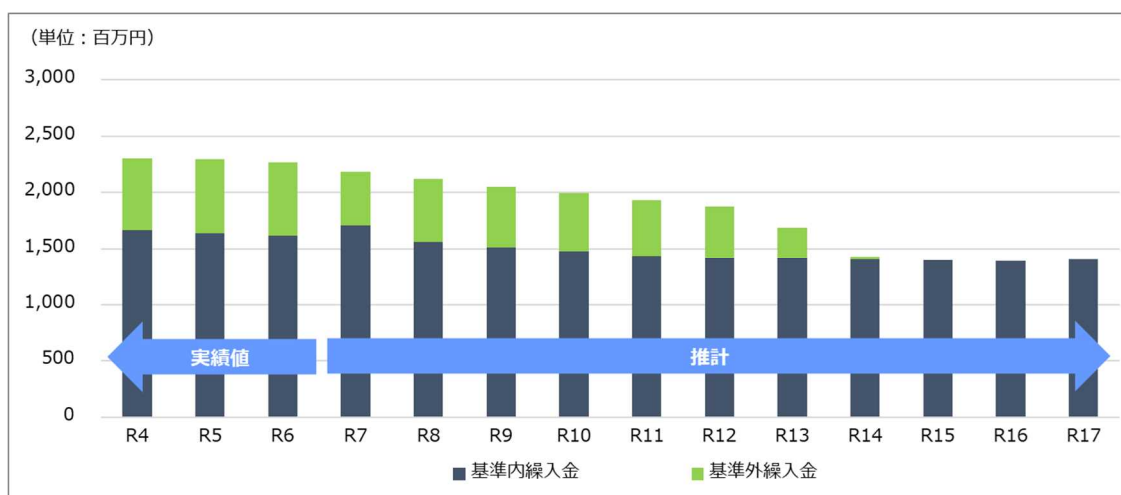


図表 4-4 企業債発行／償還額の将来推計

### ③ 繰入金の見通し

「第2章 下水道事業の現状と課題」で確認したように、本市下水道事業は多額の一般会計繰入金に依存しています。一般会計も厳しい財政状況にあることから、基準外の繰入金については、可能なかぎり削減していくことが求められています。

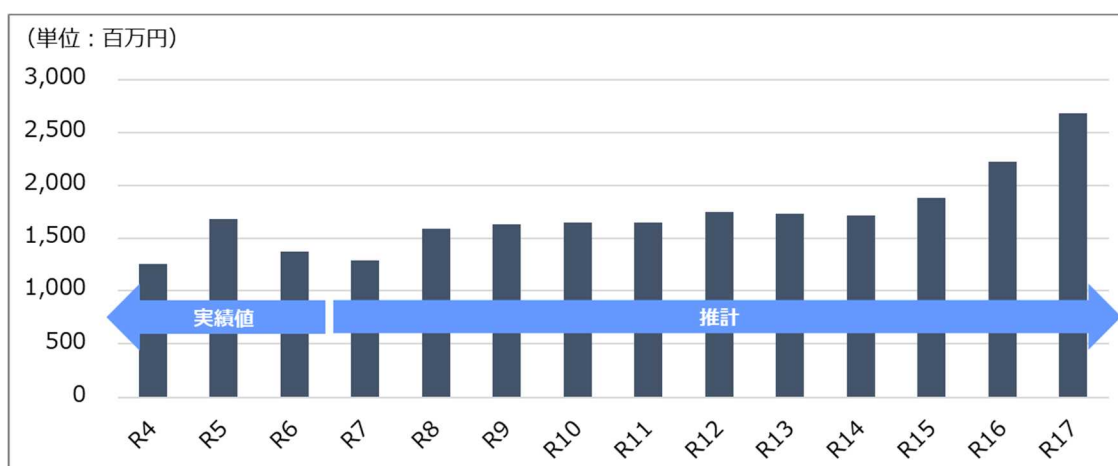
その結果、繰入金総額は減少傾向となり、令和4年度には23億円程度あった一般会計繰入金が令和14年度以降は14億円程度の水準にまで引き下げられ、令和15年度以降は基準外の繰入がなくなる見込みとなりました。



図表 4-5 一般会計繰入金の将来推計

### ④ 資金の見通し

資本費平準化債の活用により、計画期間を通じて15億円以上の資金残高を維持し、令和15年度からは資金残高が増加に転じる見込みとなりました。



図表 4-6 資金残高の将来推計

## 第5章 経営健全化の取組

### 1. これまでと今後の経営健全化の取組

本市下水道事業では、安定した経営を実現していくために、これまで費用の削減および収益の増加の双方について、以下の取組を実施してきました。

これまでの主な取組	内容
ストックマネジメントの策定	下水道施設全体を一体的に捉え、計画的な点検・調査及び修繕・改築を行うことにより、持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコスト低減を図ることを目的とし、下水道ストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の適切な維持管理に努めています。 なお、計画策定により、管路施設について、標準耐用年数で改築した場合と比べて、546百万円/年の投資の縮減が見込まれています。
計画的な維持管理	ストックマネジメント計画に基づき、マンホール内および下水道管内のカメラ調査を計画的に行い、不明水の早期発見・解消に努めるとともに、施設の老朽化状況等を把握し、必要に応じて、長寿命化対策を実施しています。
広域化に関する項目	琵琶湖流域下水道東北部処理区関連の県・市町と不明水対策など広域的な連携を積極的に進め、経費縮減に努めています。
民間活力の活用 職員数適正化の取組	使用料徴収や窓口業務などの一部業務については水道事業と一体的に民間に委託することで、効率的な管理運営と経費節減に努めています。 また、民間委託等を通じて、これまで10名程度の人員を削減してきました。

図表 5-1 費用削減等に関するこれまでの主な取組

これまでの主な取組み	内容
水洗化率(接続率)の向上	下水道使用料収入による経営基盤の強化を図るため、水洗化普及員による下水道未接続の個別訪問など、接続率向上に伴う下水道使用料収入による経営基盤の強化を図っています。 今後、大口排水先の下水道接続への働きかけなども実施していきます。
住民サービスの確保及び住民満足度の向上に関する項目	住民サービスや情報提供の一環として、指定排水設備工事業者を本市ホームページに掲載しています。また、下水道使用料のコンビニ収納・決済用アプリ収納を可能にしたことで、利便性向上につなげることができました。 下水道使用料の滞納者に対しては、督促状・催告書を送付して自主納付を促しています。それでも未納が続く場合は財産を調査し、その差押などの滞納処分を行うことにより、未収金の発生防止および解消に努めています。
防災・安全対策に関する項目	下水道事業は市民生活の維持に重要なライフラインであるため、災害時においても事業継続が可能な危機管理体制を確立する必要があります。 防災対策や危機管理体制として、下水道業務に携わる他事業体との連携を強化していくとともに、彦根市地域防災計画に基づき下水道事業業務継続計画(下水道BCP)を策定しました。

図表 5-2 収益増加等に関するこれまでの主な取組

今後は、これまでの取組を継続しながら、今後も下水道事業の健全な経営を図るため、以下の取組を進めていくことにより、費用縮減・収益増加に努めていきます。

これからの主な取組み	内容
ストックマネジメントの見直し	ストックマネジメント計画を定期的に見直していきます。 また、下水道施設の更新にあたっては、本市の現況を考慮して、中長期的に投資の合理化等を検討します。
民間資金・ノウハウ等の活用に関する項目	ウォーターPPPなど新たな民間連携についての活用を検討し、更新投資・維持管理等に要する費用の削減に努めます。
危機管理体制の充実	滋賀県及び県内関係市町や関係団体等との連携強化、災害時活動拠点の整備、下水道施設の耐震性能の確保の取組み等を継続して実施し、将来の災害に備えるとともに、BCPに基づいた管理体制の強化を図っていきます。 また、危機管理体制の充実として、専門知識・技能等の次世代への継承及び向上を図るため、過度な外部委託や人員削減に留意し、適正な職員数を維持していき、下水道事業の安定的な経営を維持できる体制を整備します。
使用料の適正化	企業債や一般会計繰入金などの自己財源以外の依存度を抑制しつつ、中長期的に自立した経営を維持するために必要な使用料の水準を検討します。

図表 5-3 費用削減・収益増加等のための今後の主な取組

## 2. 使用料改定

---

第2章「下水道事業の現状と課題」に記載のとおり、本市公共下水道事業の経営は、多額の企業債・一般会計繰入金に依存しており、資金残高も低い水準にあります。

令和5年8月の審議会答申では、健全な下水道事業の経営のために、現状の下水道使用料に対して30%程度の改定が必要であるものの、物価高騰が続く中、30%の改定は受益者に与える影響が大きいため、急激な変化は避け、令和8年度を目途に10%程度の使用料改定を実施する方針で「経営戦略」を策定することが求められ、令和6年度から令和7年度の彦根市上下水道事業審議会において、使用料改定の必要性を再度検証しました。

その結果、本市下水道事業の将来の経営環境は、前回よりも一般会計繰入金を削減していく必要があることに加えて、物価上昇、流域下水道維持管理負担金単価の値上げ等、より厳しくなることが見込まれました。そのため、使用料の改定率などについて複数パターンを策定し、比較検討した結果、安定した下水道事業の経営を確保していくためには、10%程度の使用料改定が必要という結果となりました。本経営計画の投資・財政計画においても、令和8年4月から使用料改定を反映させています。

今回の使用料改定により、当面の間は健全な経営を維持できる見込みとなりますが、継続して経費削減、投資の長寿命化、合理化などの施策を講じ、経営改善を行いつつ、使用料単価の見直しの必要性について、少なくとも5年に1度の頻度で検討を行っていきます。

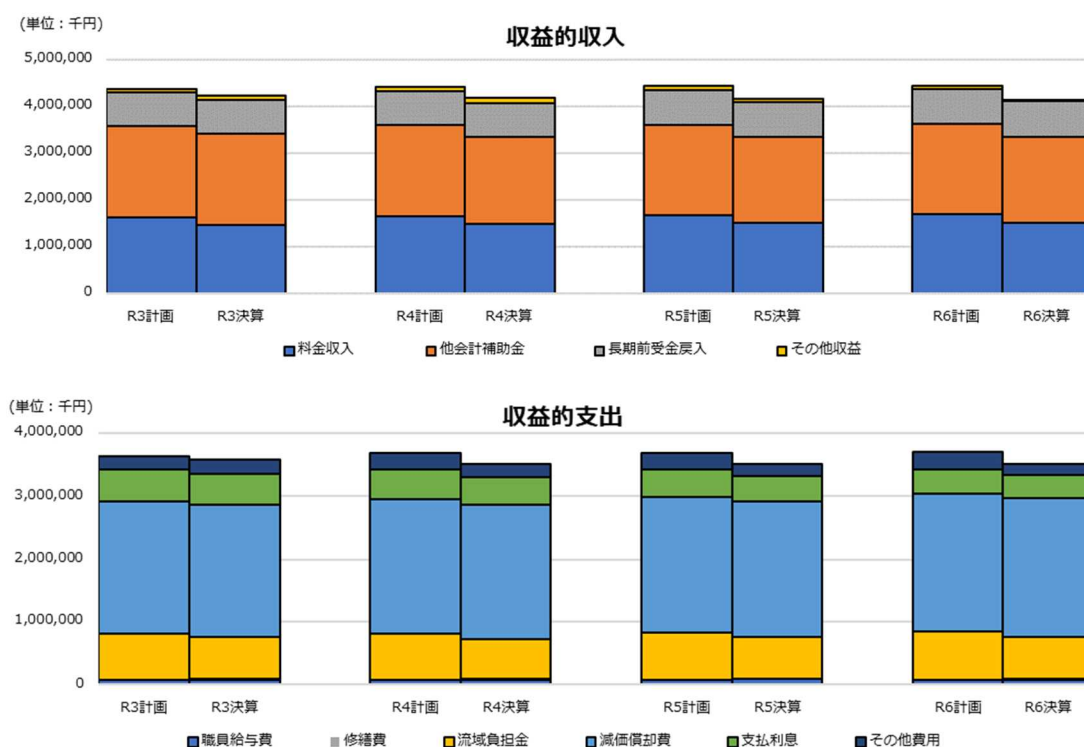
# 第6章 投資・財政計画

## 1. 前回計画と実績の比較

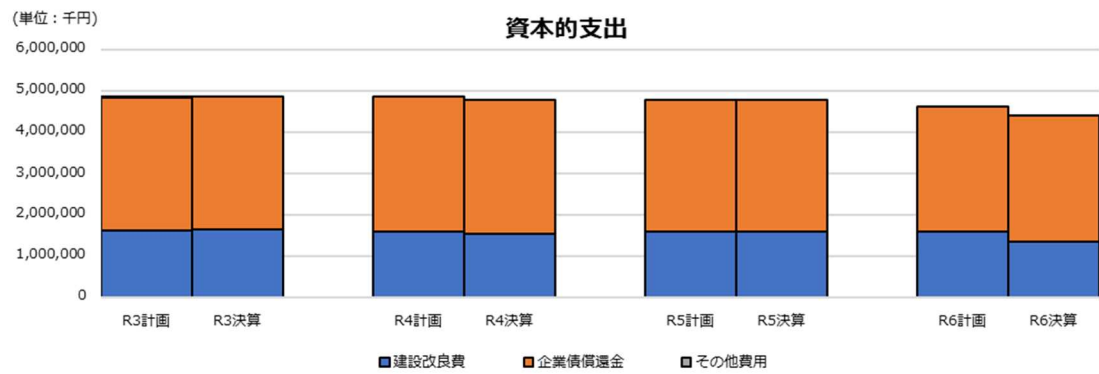
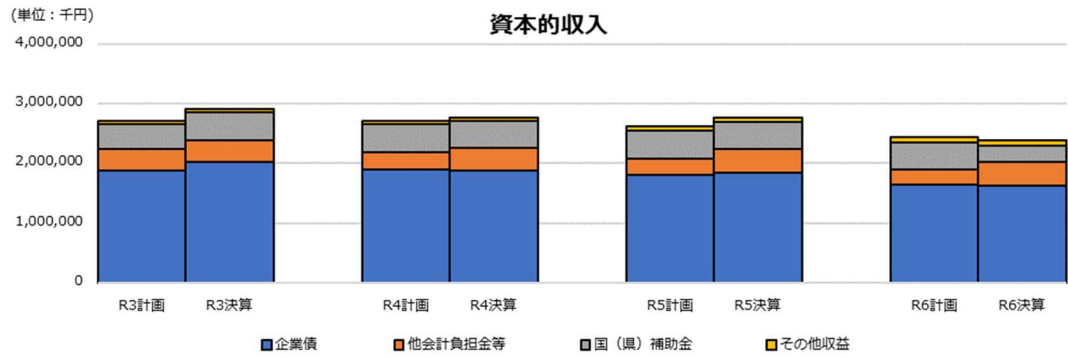
前回経営計画の投資・財政計画と実績がどのように推移しているかについて、下表で示しています。なお、前回経営計画は令和3年度以降を計画期間としているため、令和3年度から令和6年度について実績との比較を実施しました。

収益的収支については、処理区域内人口および有収水量の実績が計画よりも少なかったことが主な要因で、使用料収入および流域負担金等が計画よりも減少しています。資本的収支については、収益的収支と資本的収支の間で一般会計繰入金の入繰等が生じているものの、概ね計画と同水準で推移しています。

人口および有収水量の予測、一般会計繰入金の推計に当たっては、前回経営計画の結果も踏まえて、本経営計画における投資・財政計画を策定する際の前提条件に反映させています。



図表 6-1 収益的収支の計画・実績の比較



図表 6-2 資本的収支の計画・実績の比較

## 2. 投資・財政計画

投資・財政計画シミュレーションを作成するにあたって、前提とした条件は以下のとおりです。なお、前提条件の設定に当たっては、昨今の物価上昇や人件費上昇を踏まえて算定しています。

投資・財政計画シミュレーションの前提条件

		項目	前提条件	
収益的収支	収入	営業収益	料金収入	(家庭用) 処理区域内人口×1人あたり有収水量×年間日数×使用料単価(※1)で算定 ※1 過年度の実績を踏まえ算定(令和8年度以降は、過年度の使用量単価に10%の使用料改定を反映させています) ※その他の用途は過年度実績に基づき推計
			受託工事収益	ゼロとして算定
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
		営業外収益	長期前受金戻入	将来の投資計画を踏まえ算定
			他会計繰入金	将来の繰入金の予定を踏まえ算定
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
	支出	営業費用	職員給与費	過年度の実績に賃金上昇率2.11%/年を乗じて算定
			減価償却費	過年度実績、将来の投資計画を踏まえ算定
			流域下水道管理運営負担金	有収水量に将来の見込み単価を乗じて算定
			その他	過年度の実績に物価上昇率0.70%/年を乗じて算定
		営業外費用	支払利息	既存債は、既存債の返済スケジュールをもとに算定。新発債は、一定の仮定を基に算定
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
	特別損益			ゼロとして算定
	資本的収支	収入	企業債	将来の投資計画を踏まえ算定
他会計出資金			将来の繰入金の予定を踏まえ算定	
国(都道府県)補助金			過年度の実績を踏まえ算定	
工事負担金			過年度の実績を踏まえ算定	
支出		建設改良費	将来の投資計画を踏まえ算定	
		企業債償還金	将来の返済計画に基づき算定	

公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業合算

投資・財政計画(収益の収支)

(単位:千円, 96)

区 分	年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		( 決 算 )	( 予 算 )										
収 益	1. 営 業 取 益 (A)	1,549,950	1,580,584	1,728,198	1,737,010	1,753,947	1,784,106	1,807,076	1,819,434	1,817,759	1,820,770	1,823,741	1,826,182
	(1) 料 金 取 入	1,511,607	1,528,969	1,688,259	1,696,975	1,713,747	1,743,578	1,766,133	1,778,074	1,776,177	1,778,894	1,781,591	1,783,812
	(2) 受 託 工 事 取 益 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(3) そ の 他	38,343	51,615	39,939	40,036	40,200	40,529	40,943	41,360	41,582	41,876	42,149	42,350
	他 会 計 負 担 金	34,012	50,219	38,079	38,223	38,387	38,715	39,130	39,547	39,769	40,063	40,336	40,537
	そ の 他	4,331	1,396	1,860	1,813	1,813	1,813	1,813	1,813	1,813	1,813	1,813	1,813
	2. 営 業 外 取 益	2,800,923	2,515,977	2,477,880	2,469,696	2,463,730	2,484,086	2,502,046	2,351,475	2,121,700	2,111,942	2,129,829	2,144,495
	(1) 補 助 金	1,839,153	1,748,220	1,701,388	1,684,441	1,660,232	1,652,157	1,648,851	1,483,449	1,246,031	1,228,399	1,240,170	1,251,058
	他 会 計 補 助 金	1,838,026	1,746,860	1,701,388	1,684,441	1,660,232	1,652,157	1,648,851	1,483,449	1,246,031	1,228,399	1,240,170	1,251,058
	そ の 他 補 助 金	1,127	1,360	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(2) 長 期 前 受 金 戻 入	761,708	766,419	775,963	784,705	802,864	831,237	852,563	867,275	875,066	882,891	888,997	892,771	
(3) そ の 他	62	1,338	508	550	634	692	632	751	603	652	662	666	
取 入 の 計 (C)	4,150,873	4,096,561	4,206,058	4,206,707	4,217,676	4,268,192	4,309,123	4,170,908	3,939,459	3,932,711	3,953,570	3,970,658	
1. 営 業 費 用	3,133,575	3,225,492	3,322,537	3,358,254	3,412,602	3,494,155	3,587,338	3,642,186	3,670,833	3,702,866	3,731,007	3,754,167	
(1) 職 員 給 与 費	78,499	84,486	88,127	89,983	91,877	93,811	95,786	97,802	99,881	101,963	104,109	106,301	
基 本 給 与 費	40,470	35,056	41,154	42,021	42,905	43,808	44,731	45,672	46,634	47,615	48,618	49,641	
退 職 給 付 費	4,449	4,038	14,676	14,985	15,301	15,623	15,952	16,288	16,631	16,981	17,338	17,703	
そ の 他	33,580	45,392	32,297	32,977	33,671	34,379	35,103	35,842	36,597	37,367	38,154	38,957	
(2) 経 費	852,399	899,886	971,784	977,025	986,040	1,001,167	1,036,344	1,043,283	1,043,579	1,046,101	1,048,623	1,050,924	
動 力 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
修 繕 費	9,908	9,118	9,485	9,552	9,619	9,686	9,754	9,822	9,891	9,960	10,030	10,100	
材 料 費	1,805	1,826	1,459	1,479	1,489	1,489	1,500	1,510	1,521	1,532	1,542	1,553	
そ の 他	840,686	888,942	960,840	966,004	974,942	989,992	1,025,091	1,031,951	1,032,168	1,034,610	1,037,051	1,039,271	
流域下水道維持管理負担金	674,965	680,820	792,988	796,162	804,002	817,947	851,934	857,673	856,762	858,067	859,364	860,432	
そ の 他	165,721	208,122	168,752	169,842	170,939	172,044	173,157	174,278	175,406	176,542	177,686	178,839	
(3) 減 価 償 却 費	2,202,677	2,241,120	2,262,625	2,291,246	2,334,685	2,399,177	2,455,208	2,501,081	2,527,393	2,554,602	2,578,276	2,596,942	
2. 営 業 外 費 用	373,321	383,634	320,662	301,766	283,435	269,325	257,108	246,081	232,744	222,489	214,995	209,028	
(1) 支 払 利 息	367,988	383,634	315,056	296,160	277,829	263,719	251,502	241,195	227,138	216,883	209,389	203,422	
(2) そ の 他	5,333	—	5,606	5,606	5,606	5,606	5,606	5,606	5,606	5,606	5,606	5,606	
支 出 の 計 (D)	3,506,896	3,609,126	3,643,199	3,660,020	3,696,037	3,763,480	3,844,446	3,888,967	3,903,576	3,925,155	3,946,002	3,963,195	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	643,977	487,435	562,859	546,687	521,640	504,712	464,677	281,942	35,883	7,556	7,568	7,463	
特 別 利 益 (F)	1,252	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
特 別 損 失 (G)	4,665	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-3,413	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H) (I)	640,564	487,435	562,859	546,687	521,640	504,712	464,677	281,942	35,883	7,556	7,568	7,463	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (J)	1,306,851	1,794,286	2,357,145	2,903,832	3,425,471	3,930,184	4,373,053	4,403,916	4,439,799	4,447,355	4,454,922	4,462,385	
流 動 資 産 (K)	1,834,459	1,751,489	2,055,980	2,094,360	2,113,092	2,115,169	2,209,874	2,197,574	2,176,931	2,350,230	2,684,089	3,147,751	
流 動 負 債 (L)	468,192	473,258	522,366	524,929	535,715	553,492	566,548	571,686	570,865	571,537	572,203	572,927	
流 動 負 債 中 建 設 改 良 費 分	3,442,376	3,753,486	3,592,580	3,430,750	3,221,893	3,021,658	2,779,980	2,468,712	2,186,176	1,975,366	1,830,456	1,761,984	
流 動 負 債 中 一 時 借 入 金	2,949,443	2,886,027	2,761,706	2,636,646	2,475,556	2,321,152	2,134,630	1,894,118	1,675,482	1,512,250	1,399,970	1,346,774	
流 動 負 債 中 未 払 金	469,054	843,579	806,995	770,224	722,458	676,627	621,470	550,715	486,815	439,237	406,607	391,331	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	1,549,950	1,580,584	1,728,198	1,737,010	1,753,947	1,784,106	1,807,076	1,819,434	1,817,759	1,820,770	1,823,741	1,826,182	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 模 (P)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

投資・財政計画(資本的収支)

(単位:千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		( 決 算 )		( 予 算 )											
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	1,626,100	1,737,135	1,779,536	1,483,865	1,694,814	1,630,856	1,600,333	1,022,686	1,022,686	1,022,686	938,139	938,139	
		うち 資本費平準化債	698,100	557,255	719,852	370,151	248,509	100,000	100,000	—	—	—	—	—	
		2. 他 会 計 出 資 金	393,986	386,091	378,144	331,419	293,841	241,814	186,725	165,383	144,109	128,401	110,651	113,430	
		3. 他 会 計 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4. 他 会 計 負 担 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		5. 他 会 計 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	283,067	559,040	411,562	411,562	411,562	411,562	411,562	411,562	411,562	411,562	376,832	376,832	
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		8. 工 事 負 担 金	81,266	90,556	82,173	82,173	82,173	82,173	82,173	82,173	82,173	82,173	76,600	76,600	
	9. そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計 (A)	2,384,419	2,772,822	2,651,414	2,309,017	2,482,389	2,366,404	2,280,792	1,681,803	1,660,529	1,644,821	1,502,222	1,505,001		
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	純 計 (A)-(B) (C)	2,384,419	2,772,822	2,651,414	2,309,017	2,482,389	2,366,404	2,280,792	1,681,803	1,660,529	1,644,821	1,502,222	1,505,001		
	支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	1,352,629	1,994,954	1,617,546	1,674,418	2,024,515	2,113,516	2,081,387	1,578,600	1,578,600	1,578,600	1,448,000	1,448,000
うち 職員給与費			89,675	111,490	89,323	89,777	90,234	90,694	91,157	91,624	92,094	92,567	93,044	93,524	
2. 企 業 債 償 還 金			3,063,151	2,949,443	2,886,027	2,761,706	2,636,646	2,475,556	2,321,152	2,134,630	1,894,118	1,675,482	1,512,250	1,399,970	
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
4. 他 会 計 へ の 支 出 金			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5. そ の 他			—	700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計 (D)	4,415,780	4,945,097	4,503,574	4,436,124	4,661,161	4,589,072	4,402,539	3,713,230	3,472,718	3,254,082	2,960,250	2,847,970			
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		2,031,361	2,172,275	1,852,159	2,127,107	2,178,772	2,222,667	2,121,747	2,031,427	1,812,189	1,609,261	1,458,028	1,342,969		
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,448,084	1,849,373	1,499,747	1,519,626	1,544,906	1,581,025	1,615,730	1,646,891	1,665,411	1,519,052	1,376,071	1,261,055	
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	501,585	210,732	258,368	508,308	502,907	502,635	369,972	294,242	56,526	—	—	—	
		3. 繰 越 工 事 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		4. そ の 他	81,693	112,170	94,044	99,173	130,959	139,008	136,045	90,295	90,252	90,209	81,957	81,913	
計 (F)	2,031,361	2,172,275	1,852,159	2,127,107	2,178,772	2,222,667	2,121,747	2,031,427	1,812,189	1,609,261	1,458,028	1,342,969			
補填財源不足額 (E)-(F)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
企 業 債 残 高 (H)		30,368,438	29,156,129	28,049,638	26,771,797	25,829,964	24,985,264	24,264,445	23,152,501	22,281,068	21,628,272	21,054,161	20,592,330		

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		( 決 算 )		( 予 算 )											
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分		1,872,038	1,797,079	1,739,467	1,722,664	1,698,619	1,690,872	1,687,981	1,522,996	1,285,800	1,268,461	1,280,506	1,291,595	
		うち 基準内繰入金	1,227,586	1,325,332	1,181,293	1,180,693	1,182,195	1,192,315	1,230,313	1,248,712	1,257,421	1,268,461	1,280,506	1,291,595	
		うち 基準外繰入金	644,452	471,747	558,174	541,971	516,424	498,557	457,668	274,284	28,379	—	—	—	
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分		393,986	386,091	378,144	331,419	293,841	241,814	186,725	165,383	144,109	128,401	110,651	113,430	
		うち 基準内繰入金	393,986	386,091	378,144	331,419	293,841	241,814	186,725	165,383	144,109	128,401	110,651	113,430	
		うち 基準外繰入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計			2,266,024	2,183,170	2,117,611	2,054,082	1,992,460	1,932,686	1,874,706	1,688,379	1,429,909	1,396,863	1,391,157	1,405,025	

# 公共下水道事業

投資・財政計画(収益の収支)

(単位:千円,%)

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		( 決 算 )	( 予 算 )												
収 益	1. 営 業 取 益 (A)	1,434,739	1,465,136	1,801,221	1,809,788	1,610,236	1,614,900	1,619,838	1,627,171	1,626,276	1,629,542	1,632,769	1,634,925		
	(1) 料 金 取 入	1,396,725	1,413,615	1,561,424	1,569,847	1,570,131	1,574,466	1,578,790	1,585,906	1,584,789	1,587,761	1,590,715	1,592,670		
	(2) 受 託 工 事 取 益 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	(3) そ の 他	38,014	51,521	39,797	39,941	40,105	40,434	40,848	41,265	41,487	41,781	42,054	42,255		
	他 会 計 負 担 金	34,012	50,219	38,079	38,223	38,387	38,715	39,130	39,547	39,769	39,769	40,063	40,336		
	そ の 他	4,002	1,302	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718	1,718		
	2. 営 業 外 取 益	2,257,586	2,173,078	2,137,907	2,131,327	2,089,896	2,049,928	2,180,253	2,036,616	1,831,577	1,823,246	1,838,928	1,851,120		
	(1) 補 助 金	1,596,870	1,507,868	1,465,128	1,451,045	1,402,141	1,354,898	1,478,538	1,328,290	1,116,996	1,102,145	1,112,894	1,122,640		
	他 会 計 補 助 金	1,595,543	1,506,508	1,465,128	1,451,045	1,402,141	1,354,898	1,478,538	1,328,290	1,116,996	1,102,145	1,112,894	1,122,640		
	そ の 他 補 助 金	1,127	1,360	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
(2) 長 期 前 受 金 戻 入	660,859	663,876	672,311	679,772	687,161	694,377	701,121	707,614	714,017	720,488	725,411	727,854			
(3) そ の 他	57	1,333	469	511	594	653	593	712	564	613	623	627			
取 入 計 (C)	3,892,325	3,638,213	3,739,128	3,741,115	3,700,132	3,664,828	3,799,891	3,863,787	3,457,853	3,452,788	3,471,697	3,486,045			
1. 営 業 費 用	2,801,563	2,889,455	2,974,257	3,005,934	3,034,840	3,071,213	3,129,539	3,167,388	3,192,351	3,220,277	3,244,958	3,264,035			
(1) 職 員 給 与 費	78,499	84,486	88,127	89,983	91,877	93,811	95,786	97,802	99,861	101,963	104,109	106,301			
基 本 給 与 費	40,470	35,056	41,154	42,021	42,905	43,808	44,731	45,672	46,634	47,615	48,618	49,641			
退 職 給 付 費	4,449	4,038	14,985	15,301	15,623	16,288	16,981	17,338	17,703	18,081	18,461	18,841			
そ の 他	33,580	45,392	32,297	32,977	33,671	34,379	35,103	35,842	36,597	37,367	38,154	38,957			
(2) 経 費	788,196	838,835	899,790	904,805	906,023	909,142	933,228	937,756	938,335	940,887	943,438	945,517			
動 力 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
修 繕 費	9,155	8,337	8,699	8,760	8,821	8,883	8,945	9,008	9,071	9,134	9,198	9,263			
材 料 費	1,668	1,737	1,369	1,388	1,398	1,407	1,417	1,427	1,437	1,447	1,457	1,467			
そ の 他	777,373	826,760	889,723	894,667	895,814	898,861	922,875	927,331	927,837	930,315	932,792	934,797			
流域下水道維持管理負担金	623,668	630,352	732,797	736,735	736,867	738,894	761,879	765,300	766,192	767,612	768,552	769,500			
そ の 他	153,705	196,408	156,926	157,932	158,946	159,967	160,996	162,031	163,074	164,124	165,181	166,245			
(3) 減 価 償 却 費	1,934,868	1,968,135	1,986,339	2,011,146	2,036,940	2,068,260	2,100,325	2,131,829	2,154,155	2,177,427	2,197,411	2,212,217			
2. 営 業 外 費 用	296,004	307,375	247,741	231,227	215,087	203,152	194,525	187,797	178,612	172,657	168,773	165,749			
(1) 支 払 利 息	291,077	307,375	242,560	226,046	209,906	197,971	189,345	182,616	173,432	167,476	163,592	160,568			
(2) そ の 他	4,927	—	5,181	5,181	5,181	5,181	5,181	5,181	5,181	5,181	5,181	5,181			
支 出 計 (D)	3,097,567	3,196,831	3,221,998	3,237,161	3,249,927	3,274,364	3,324,064	3,355,185	3,370,963	3,392,934	3,413,731	3,429,784			
経 常 損 益 (E)=(D)-(C)	594,758	441,382	517,130	503,954	450,205	390,464	475,827	308,602	86,890	59,854	57,968	56,261			
特 別 利 益 (F)	1,157	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
特 別 損 失 (G)	4,310	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
特 別 損 益 (F)-(G)	-3,153	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
当 年 度 純 利 益 ( 又 は 純 損 失 ) (E)+(H)	591,605	441,382	517,130	503,954	450,205	390,464	475,827	308,602	86,890	59,854	57,968	56,261			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	1,206,740	1,648,122	2,165,253	2,669,207	3,119,413	3,509,876	3,985,703	4,294,305	4,381,195	4,441,049	4,499,016	4,555,277			
流 動 資 産 (J)	1,389,908	1,338,266	1,577,442	1,563,007	1,529,598	1,574,570	1,837,756	2,103,195	2,359,975	2,772,284	3,310,654	3,946,371			
うち 未 収 金	393,597	398,356	440,009	442,383	442,403	443,085	444,903	446,908	446,593	447,431	448,203	448,814			
流 動 負 債 (K)	2,849,376	3,100,235	2,953,421	2,807,453	2,596,344	2,391,191	2,155,423	1,872,527	1,639,564	1,473,049	1,364,143	1,323,079			
うち 建設改良費分	2,433,051	2,376,452	2,263,193	2,150,587	1,987,728	1,829,463	1,647,581	1,429,343	1,249,624	1,121,167	1,037,153	1,005,474			
うち 一時借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
うち 未 払 金	396,610	704,068	670,513	637,151	588,901	542,013	488,127	423,469	370,225	332,167	307,276	297,890			
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
営 業 取 益 一 受 託 工 事 取 益 (A)-(B)	1,434,739	1,465,136	1,801,221	1,809,788	1,610,236	1,614,900	1,619,838	1,627,171	1,626,276	1,629,542	1,632,769	1,634,925			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 業 務 の 規 模 (P)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			

投資・財政計画(資本的収支)

(単位:千円)

年度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
区分														
資本的 収入	1. 企業債	1,221,428	1,401,228	1,323,273	1,041,082	1,270,387	1,348,348	1,320,204	879,788	879,788	879,788	798,419	798,419	
	うち資本費平準化債	493,270	344,670	409,371	77,362	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2. 他会計出資金	363,887	351,392	342,985	301,850	269,812	217,657	167,977	149,768	128,702	114,792	101,434	104,153	
	3. 他会計補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	4. 他会計負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	5. 他会計借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	6. 国(都道府県)補助金	216,677	518,071	364,089	364,089	364,089	364,089	364,089	364,089	364,089	364,089	330,416	330,416	
	7. 固定資産売却代金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	8. 工事負担金	40,913	65,654	53,318	53,318	53,318	53,318	53,318	53,318	53,318	53,318	48,387	48,387	
	9. その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計 (A)	1,842,905	2,336,345	2,083,666	1,760,339	1,957,606	1,983,412	1,905,588	1,446,963	1,425,897	1,411,987	1,278,655	1,281,374	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	純計 (A)-(B) (C)	1,842,905	2,336,345	2,083,666	1,760,339	1,957,606	1,983,412	1,905,588	1,446,963	1,425,897	1,411,987	1,278,655	1,281,374	
	資本的 支出	1. 建設改良費	1,046,044	1,805,761	1,395,285	1,447,724	1,770,532	1,852,595	1,822,971	1,359,374	1,359,374	1,359,374	1,233,650	1,233,650
		うち職員給与費	64,387	85,333	64,838	65,292	65,749	66,209	66,672	67,139	67,609	68,082	68,559	69,039
		2. 企業債償還金	2,569,563	2,445,503	2,376,452	2,263,193	2,150,587	1,987,728	1,829,463	1,647,581	1,429,343	1,249,624	1,121,167	1,037,153
		3. 他会計長期借入返還金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4. 他会計への支出金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5. その他	—	700	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計 (D)	3,615,607	4,251,965	3,771,737	3,710,917	3,921,118	3,840,323	3,652,434	3,006,956	2,788,717	2,608,999	2,354,817	2,270,802		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		1,772,702	1,915,620	1,688,071	1,950,578	1,963,512	1,856,911	1,746,846	1,559,993	1,362,820	1,197,012	1,076,162	989,428	
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	1,281,124	1,812,283	1,605,067	1,446,498	1,362,864	1,386,967	1,412,488	1,437,300	1,283,333	1,117,568	1,004,681	917,991	
	2. 利益剰余金処分額	425,754	—	—	416,351	483,614	345,491	212,640	43,163	—	—	—	—	
	3. 繰越工事資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	4. その他	65,824	103,337	83,004	87,730	117,034	124,453	121,717	79,530	79,487	79,444	71,481	71,437	
計 (F)	1,772,702	1,915,620	1,688,071	1,950,578	1,963,512	1,856,911	1,746,846	1,559,993	1,362,820	1,197,012	1,076,162	989,428		
補填財源不足額 (E)-(F)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
他会計借入金残高 (G)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
企業債残高 (H)		24,015,827	22,971,552	21,918,373	20,696,263	19,816,063	19,176,683	18,667,424	17,899,630	17,350,075	16,980,238	16,657,490	16,418,756	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区分													
収益的 収支分	うち基準内繰入金	1,034,082	1,121,194	987,419	987,825	967,107	942,895	1,107,822	1,122,628	1,131,372	1,142,208	1,153,230	1,163,177
	うち基準外繰入金	595,473	435,533	515,787	501,442	473,421	450,719	409,846	245,209	25,393	—	—	—
	計	1,629,555	1,556,727	1,503,206	1,489,267	1,440,528	1,393,613	1,517,668	1,367,837	1,156,765	1,142,208	1,153,230	1,163,177
資本的 収支分	うち基準内繰入金	363,887	351,392	342,985	301,850	269,812	217,657	167,977	149,768	128,702	114,792	101,434	104,153
	うち基準外繰入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	363,887	351,392	342,985	301,850	269,812	217,657	167,977	149,768	128,702	114,792	101,434	104,153
合計		1,993,442	1,908,119	1,846,192	1,791,117	1,710,340	1,611,271	1,685,645	1,517,605	1,285,467	1,257,000	1,254,664	1,267,330

## 特定環境保全公共下水道事業

※一般会計繰入金の推計に当たって按分計算をしている関係で、令和12年度から最終損益が赤字、令和14年度から補填財源不足となっておりますが、公共下水道事業と一体で経営をしており、下水道事業全体では経営上の問題はありません。

投資・財政計画(収益的収支)

(単位:千円、%)

区 分		年 度	令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1. 営 業 収 益 (A)	115,211	115,449	126,978	127,222	143,711	169,206	187,438	192,262	191,483	191,228	190,972	191,238	
		(1) 料 金 取 入 (B)	114,882	115,355	126,835	127,127	143,616	169,111	187,343	192,167	191,388	191,133	190,877	191,143	
		(2) 受 託 工 事 取 益 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(3) そ の 他 の 収 益 (B)	329	94	142	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	
		他 会 計 負 担 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		そ の 他	329	94	142	95	95	95	95	95	95	95	95	95	
	2. 営 業 外 取 益 (C)	2. 営 業 外 取 益 (C)	343,337	342,900	339,952	338,369	373,833	434,158	321,793	314,859	290,123	288,696	290,901	293,375	
		(1) 補 助 金 取 入 (D)	242,483	240,352	236,261	233,397	258,091	297,259	170,313	155,159	129,035	126,254	127,276	128,418	
		他 会 計 補 助 金	242,483	240,352	236,261	233,397	258,091	297,259	170,313	155,159	129,035	126,254	127,276	128,418	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入 (E)	100,849	102,543	103,652	104,933	115,703	136,860	151,442	159,661	161,049	162,403	163,586	164,918		
5		5	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39			
(3) そ の 他 (E)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用 (C)	1. 営 業 費 用 (C)	458,548	458,348	466,930	465,591	517,544	603,364	509,232	507,122	481,606	479,923	481,873	484,612	
		(1) 職 員 給 与 費 (D)	332,012	336,037	348,280	352,320	377,782	422,943	457,800	474,778	478,482	482,389	486,049	490,132	
		基 本 給 与 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	(2) 経 営 費 用 (D)	64,203	63,051	71,994	72,219	80,017	92,025	103,117	105,527	105,244	105,214	105,185	105,407		
		動 力 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		修 繕 材 料 費	753	781	786	792	797	803	809	814	820	826	831	837	
	(3) 減 価 償 却 費 (E)	137	89	90	90	91	92	92	93	94	94	95	96		
		63,313	62,181	71,118	71,337	79,128	91,130	102,216	104,620	104,331	104,294	104,258	104,474		
		51,297	50,468	59,291	59,427	67,135	79,053	90,054	92,373	91,998	91,876	91,753	91,880		
	(4) 流 域 下 水 道 維 持 管 理 費 用 (E)	12,016	11,713	11,910	11,993	12,077	12,162	12,247	12,332	12,419	12,506	12,593			
267,809		272,985	276,286	280,100	297,745	330,918	354,683	369,251	373,237	377,175	380,865	384,725			
2. 営 業 外 費 用 (E)		77,317	76,259	72,921	70,539	68,348	66,173	62,582	59,003	54,131	49,833	46,222	43,279		
(1) 支 払 利 息 (F)	76,911	76,259	72,496	70,114	67,923	65,748	62,157	58,578	53,706	49,407	45,797	42,854			
	(2) そ の 他 (F)	406	—	425	425	425	425	425	425	425	425	425			
	支 出 計 (D)	409,329	412,296	421,201	422,859	446,110	489,116	520,382	533,782	532,272	532,222	532,272	533,411		
経 常 損 益 (G)-(D)	49,219	46,052	45,729	42,733	71,434	114,249	-11,150	-26,860	-51,007	-52,298	-50,399	-48,799			
特 別 損 益 (H)	95	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
特 別 損 失 (G)	355	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
特 別 損 益 (F)-(G)	-260	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	48,959	46,052	45,729	42,733	71,434	114,249	-11,150	-26,860	-51,007	-52,298	-50,399	-48,799			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	100,111	146,163	191,892	234,625	306,059	420,308	387,350	109,611	58,603	6,305	-44,094	-92,892			
流 動 資 産 (J)	444,551	413,223	478,538	531,353	583,494	540,599	372,118	94,379	-183,044	-422,054	-626,565	-798,620			
流 動 負 債 (K)	う ち 未 収 金	74,595	74,902	82,357	82,546	93,252	109,807	121,646	124,778	124,272	124,106	123,940	124,112		
	負 債 償 還 費	593,000	653,251	639,160	623,296	625,549	630,467	624,557	596,185	546,613	502,317	466,313	438,905		
	う ち 建 設 改 良 費 分	516,392	509,576	498,513	486,060	487,828	491,689	487,049	464,775	425,858	391,083	362,817	341,300		
	う ち 一 時 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
う ち 未 払 金	72,444	139,511	136,482	133,073	133,557	134,614	133,344	127,246	116,591	107,070	99,332	93,441			
累 積 欠 損 金 比 率 ( (I)/(A-B) × 100 )	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-23	-49		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
営 業 収 益 一 受 託 工 事 取 益 (A)-(B) (M)	115,211	115,449	126,978	127,222	143,711	169,206	187,438	192,262	191,483	191,228	190,972	191,238			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

投資・財政計画(資本的収支)

(単位:千円)

年度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区分													
資本的 収入	1. 企業債	404,672	335,907	456,263	442,782	424,427	282,508	280,129	142,898	142,898	142,898	139,720	139,720
	うち資本費平準化債	204,830	212,585	310,481	292,789	248,509	100,000	100,000	—	—	—	—	—
	2. 他会計出資金	30,099	34,699	35,159	29,569	24,029	24,157	18,748	15,615	15,407	13,609	9,217	9,277
	3. 他会計補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4. 他会計負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5. 他会計借入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6. 国(都道府県)補助金	66,390	40,969	47,473	47,473	47,473	47,473	47,473	47,473	47,473	47,473	46,417	46,417
	7. 固定資産売却代金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	8. 工事負担金	40,353	24,902	28,855	28,855	28,855	28,855	28,855	28,855	28,855	28,855	28,213	28,213
	9. その他の他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計 (A)	541,514	436,477	567,749	548,679	524,783	382,992	375,204	234,841	234,632	232,835	223,566	223,627
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	純計 (A)-(B) (C)	541,514	436,477	567,749	548,679	524,783	382,992	375,204	234,841	234,632	232,835	223,566	223,627
	資本的 支出	1. 建設改良費	306,585	189,193	222,261	226,694	253,983	260,921	258,416	219,226	219,226	219,226	214,350
うち職員給与費		25,288	26,157	24,485	24,485	24,485	24,485	24,485	24,485	24,485	24,485	24,485	24,485
2. 企業債償還金		493,588	503,940	509,576	498,513	486,060	487,828	491,689	487,049	464,775	425,858	391,083	362,817
3. 他会計長期借入返還金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 他会計への支出金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5. その他の他		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計 (D)	800,173	693,132	731,837	725,207	740,043	748,749	750,105	706,275	684,001	645,083	605,433	577,167	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		258,659	256,656	164,088	176,529	215,260	365,756	374,901	471,434	449,369	412,249	381,866	353,540
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	203,027	247,822	153,047	165,085	201,335	351,201	338,765	209,591	212,189	214,772	217,279	219,808
	2. 利益剰余金処分量	50,160	—	—	—	—	—	21,808	251,079	—	—	—	—
	3. 繰越工事資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4. その他の他	5,472	8,833	11,041	11,444	13,925	14,555	14,328	10,765	10,765	10,765	10,476	10,476
計 (F)	258,659	256,656	164,088	176,529	215,260	365,756	374,901	471,434	222,954	225,537	227,754	230,284	
補填財源不足額 (E)-(F)		—	—	—	—	—	—	—	—	226,415	186,712	154,112	123,257
他会計借入金残高 (G)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
企業債残高 (H)		6,352,611	6,184,578	6,131,265	6,075,534	6,013,901	5,808,581	5,597,022	5,252,871	4,930,993	4,648,034	4,396,671	4,173,574

○他会計繰入金

(単位:千円)

年度		令和6年度 (決算)	令和7年度 (予算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区分													
収益的 収支分	うち基準内繰入金	193,504	204,137	193,874	192,867	215,088	249,421	122,490	126,084	126,049	126,254	127,276	128,418
	うち基準外繰入金	48,979	36,214	42,387	40,529	43,003	47,838	47,822	29,075	2,986	—	—	—
	計	242,483	240,352	236,261	233,397	258,091	297,259	170,313	155,159	129,035	126,254	127,276	128,418
資本的 収支分	うち基準内繰入金	30,099	34,699	35,159	29,569	24,029	24,157	18,748	15,615	15,407	13,609	9,217	9,277
	うち基準外繰入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	30,099	34,699	35,159	29,569	24,029	24,157	18,748	15,615	15,407	13,609	9,217	9,277
合 計		272,582	275,051	271,419	262,966	282,120	321,416	189,060	170,774	144,442	139,863	136,493	137,695

### 3. 原価計算表

原価計算表は、使用料算定期間内における使用料水準が適切なものであるかを示すものであり、下表は令和8年度から令和12年度までの5年間を使用料算定期間として試算したものです。本市では公共下水道事業として、公共下水道と特定環境保全公共下水道を有していますが、一体として経営を考えていることから、原価計算表は公共下水道と特定環境保全公共下水道を合算して算定しています。

原価計算の結果、将来の物価上昇等に対応するための資産維持費を設定しなければ、経費回収率は約100%という結果となり、汚水処理に要する費用を使用料等で回収できる見込みとなりました。しかしながら、資産維持費を減価償却費の6%程度として設定した場合には、経費回収率は95.8%と100%を下回ります。

今後、使用料の水準を定期的に見直していくなかで、資産維持費の設定の要否や方針について検討していきます。

原価計算表

処理区域内人口 99,184 人

計算期間 自R08年度 至R12年度

(5年間)

#### 収入の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
使用料 (X)	千円 1,511,607	千円 1,721,738	千円	千円 1,721,738
受託工事収益	0	0		0
その他	38,343	40,329		40,329
合計	1,549,950	1,762,068	0	1,762,068

#### 支出の部

項目	金額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
職員給与費	78,499	91,917		91,917
委託費	138,062	136,589		136,589
修繕費	9,908	9,619		9,619
材料費	1,805	1,479		1,479
流域下水道管理運営負担金	674,965	812,427		812,427
資産減耗費	7,115	13,084		13,084
その他営業費用	20,544	21,274		21,274
その他営業外費用	5,333	5,606		5,606
減価償却費	2,202,677	2,348,589	1,721,975	626,614
支払利息	367,988	280,853	280,853	0
小計	3,506,896	3,721,436	2,002,828	1,718,608
合計 (Y)	3,506,896	3,721,436	2,002,828	1,718,608

資産維持費 (Z)	0
使用料対象経費 (Y) + (Z)	1,718,608

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 100.2\%$$

# 第7章 経営計画の事後検証・更新等

## 1. 経営計画目標

### (1) 経営・財務面の指標

指標	分類	R6年度 (実績)	R12年度 (目標)	R17年度 (目標)	算式
経常収支比率	(経営の健全性)	118.4%	112.1%	100.2%	経常収益÷経常費用
経費回収率	(経営の効率性)	99.8%	100.3%	100.0%	使用料収入÷汚水処理費用 (公費負担分を除く)
資金残高	(経営の健全性)	1,370,758 (千円)	1,746,173 (千円)	2,684,050 (千円)	現預金残高
一般会計繰入金の削減率	(経営の健全性)	—	△3%	△3%	前年度の一般会計繰入金から 約△3%減少(基準内繰入金は除く)

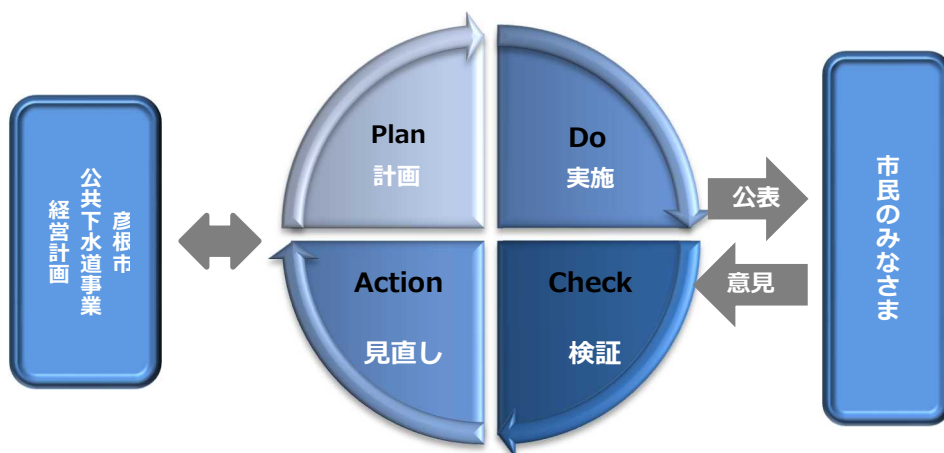
### (2) 事業・施設面の指標

指標	分類	R6年度 (実績)	R12年度 (目標)	R17年度 (目標)	算式
下水道人口普及率	(施設の効率性)	89.8%	95.6%	97.0%	処理区域内人口÷行政区 内人口
水洗化率	(施設の効率性)	91.6%	92.7%	93.7%	水洗化人口÷処理区域内 人口
農業集落排水施設の公共接続	(施設の効率性)	—	4 (箇所)	7 (箇所)	農業集落排水から公共下水道 への接続数

## 2. 計画の推進と点検・進捗管理の方法

経営計画の推進のため、毎年度、投資・財政計画や目標指標の実績と計画を比較し、進捗管理を行うとともに、必要に応じて、投資・財政計画や目標指標の見直しの必要性を検討することで、PDCA サイクル（計画策定（Plan）-実施（Do）-検証（Check）-見直し（Action））を導入します。

また、毎年度の検討も踏まえたうえで、少なくとも5年に一度、経営計画の見直しを実施し、目標の達成状況や見直した経営計画を市民のみなさまへ公表します。



### 3. 経費回収率向上に向けたロードマップ

「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（2020（令和 2）年 7 月 21 日付け国水下企第 34 号）において、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組および実施予定時期を記載したロードマップの策定が求められていることから、以下に示します。

経費回収率向上に向け、本経営計画の見直しにあわせて使用料の在り方を検討し、一般会計部局と協議の上、改定の有無を決定していきます。

さらに、広域化・共同化や民間活力の活用等を検討、推進し、経費削減に努めていきます。そして、これらの取組の成果を測るため、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業合算の経常収支比率 100%以上、経費回収率 100%以上を業績目標として定めます。

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営計画 計画期間	→									
経営計画改定					◎					◎
経営計画見直し作業			→					→		
使用料の在り方の検討	使用料改定		→					→		
広域化・共同化の検討、推進	→									
民間活力の活用の検討、推進	→									

業績目標	R6 実績	R12 目標	R17 目標
経常収支比率	118.4%	112.1%	100.2%
経費回収率	99.8%	100.0%	100.0%

## 参考資料 用語集

用語集	説明
あ	
ウォーターPPP	PPP（Public Private Partnership）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI（Private Finance Initiative）など、様々な方式があります。これらの方式のうち、官民連携の裾野を拡大すべく、公共施設等運営事業（コンセッション方式）に準ずる効果が期待できる官民連携方式をコンセッションと併せて、「ウォーターPPP」として導入が推進されています。
汚水処理原価	汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量 1 m <sup>3</sup> あたり、どれだけの経費が汚水処理費用に要するかを示し、低い方が望ましい指標です。  （算式） 汚水処理費用(公費負担分を除く)÷有収水量
か	
管渠改善率	1年間に改築更新管渠延長が、総管渠延長に占める割合を示したものの、1年間にどれだけ管渠の老朽化対策を実施したかを見る指標。指標を評価するうえで、団体の固有の状況による影響を受けるため、明確な数値基準はありません。  （算式） 改善(更新・改良・修繕)管渠延長÷下水道布設延長
管渠老朽化率	総管渠延長のうち、法定耐用年数を経過した管渠がどれだけあるかを見る指標。高ければ高いほど、老朽化が進んでいることを示す。本市では、本経営計画策定時点において、法定耐用年数を経過した管渠はありません。  （算式） 一定（法定耐用）年数を経過した管渠延長÷下水道布設延長
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。
企業債残高 対事業規模比率	事業規模に比して企業債残高（一般会計負担分を除く）がどれくらいあるのを見る比率。指標を評価するうえで、明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等により、高すぎたり低すぎたりする場合には、適切な水準となっているか検討が必要となります。  （算式） 企業債残高(一般会計負担分を除く)÷事業の規模(雨水処理負担金を除く)
基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づかないもの。
基準外繰入金比率	総収入に占める基準外繰入金の割合であり、繰入金への依存度を表す指標。基準外繰入金が発生する理由にもよりますが、一般的には低い方が望ましい指標です。  （算式） 基準外繰入金÷繰入金
基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、総務省の定める基準に基づくもの。
繰入金（繰出金）	一般会計から下水道事業会計に繰り出される資金のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。
繰入金比率	総収入に占める繰入金の割合であり、繰入金への依存度を表す指標。指標を評価するうえで、明確な数値基準はありませんが、基準外繰入金の割合、経年比較や類似団体との比較等により、高すぎたり低すぎたりする場合には、適切な水準となっているか検討が必要となります。  （算式） 繰入金（雨水処理負担金除く）÷総収入

経常収支比率	<p>料金収入、一般会計繰入金等の収益で、経常的な費用がどの程度賄われているかを示す指標。</p> <p>100%以上となっていることが望ましい指標です。</p> <p>(算式) 経常収益÷経常費用</p>
経費回収率	<p>汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料によって賄うことが原則であることから、100%以上であることが望ましい指標です。</p> <p>(算式) 使用料収入÷汚水処理費用(公費負担分を除く)</p>
下水道BCP	<p>BCPとは、業務継続計画 (Business Continuity Plan) を意味しています。業務継続計画とは、大規模な災害、事故、事件等で職員、庁舎、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものです。下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることから、災害時における下水道機能の維持・早期回復等を目的として、平時から災害に備えるために下水道BCPを策定しています。</p>
公共施設等運営事業 (コンセッション事業)	<p>利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式です。</p>
さ	
自己資本構成比率	<p>総資本のうち、自己資本の割合を表す指標です。明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等により、適切な水準かを検討することになります。</p> <p>(算式) (資本合計+繰延収益) ÷ (負債+資本合計)</p>
資本的収支	<p>企業の将来の経営活動に備えておこなう建設改良および建設改良に係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入</p>
資本費平準化債	<p>下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補うために発行する企業債</p>
収益的収支	<p>一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用</p>
使用料単価	<p>有収水量1m<sup>3</sup>あたりの使用料収入であり、使用料の水準を表す指標。指標を評価するうえで、明確な数値基準はありませんが、経費回収率など他の指標の状況、経年比較や類似団体との比較等により、高すぎたり低すぎたりする場合には、適切な水準となっているか検討が必要となります。</p> <p>(算式) 使用料収入÷年間有収水量</p>
水洗化人口	<p>下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口。</p> <p>(算式) 水洗便所設置済人口÷処理区域内の行政人口</p>
た	
長期前受金戻入	<p>固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したもので、現金を伴わない収益</p>
は	
分流式下水道	<p>汚水と雨水を分けて流す方式の下水道のこと</p>
や	
有形固定資産減価償却率	<p>企業が保有する有形固定資産の償却がどれくらい進んでいるのかを表す指標。施設全体の老朽化の度合いを示すもので、指標を評価するうえでの数値基準はありません。</p> <p>(算式) 減価償却累計額÷償却資産の取得価格</p>

有収水量	使用料徴収の対象となる水量
有収率	年間総汚水処理水量に対する使用料徴収の対象となった水量(有収水量)の割合を示し、高い方が望ましい指標です。  (算式) 年間有収水量÷年間汚水処理水量
ら	
流動比率	流動資産を流動負債で除したもの。企業の短期的な支払い能力を簡易的に示し、100%以上であることが望ましい指標です。  (算式) 流動資産÷流動負債

---

彦根市公共下水道事業第7期経営計画（令和8年3月）

発行 彦根市

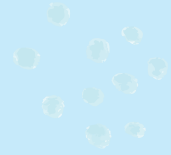
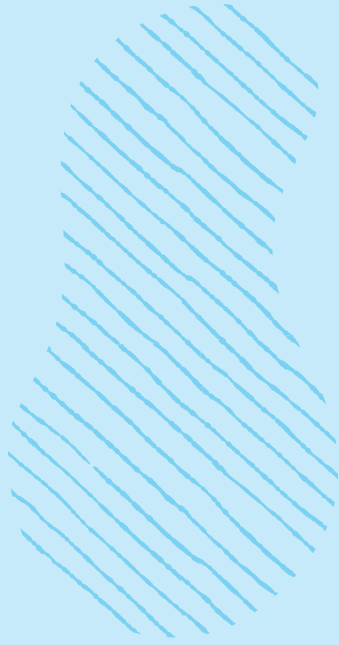
編集 彦根市上下水道部上下水道総務課

〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

電話：0749-22-1411(代表)

公式ホームページ：<https://www.city.hikone.lg.jp/>

---



彦根市  
Hikone City

